

第六十三回 参議院沖繩及び北方問題に関する特別委員会会議録第八号

昭和四十五年四月二十七日(月曜日)

午前十時五分開会

委員の異動

四月二十七日

辞任

増田 盛君

補欠選任

柳田桃太郎君

出席者は左のとおり。

委員長

塚田十一郎君

理事

源田 実君

山本茂一郎君

川村 清一君

渋谷 邦彦君

松下 正寿君

河口 陽一君

大松 博文君

中村喜四郎君

長谷川 仁君

増原 恵吉君

柳田桃太郎君

山本 利壽君

小林 武君

達田 龍彦君

山中 貞則君

政府委員

官 總理府総務副長

官 總理府特別地域

官 連絡局長

官 總理府特別地域

官 連絡局参事官

官 外務省アメリカ

局長 東郷 文彦君

事務局側

外務省欧亜局長

文部大臣官房長

水産庁長官

常任委員会専門

局外務参事官

外務省アメリカ

局外務参事官

大河原良雄君

瓜生 復男君

説明員

外務省アメリカ

局外務参事官

大河原良雄君

瓜生 復男君

説明員

外務省アメリカ

局外務参事官

大河原良雄君

瓜生 復男君

説明員

外務省アメリカ

局外務参事官

大河原良雄君

瓜生 復男君

説明員

外務省アメリカ

局外務参事官

大河原良雄君

瓜生 復男君

説明員

外務省アメリカ

局外務参事官

大河原良雄君

瓜生 復男君

説明員

○委員長(塚田十一郎君) ただいまから沖繩及び北方問題に関する特別委員会を開会いたします。

○委員(源田十一郎君) 本日の会議に付した案件

○委員(山本茂一郎君) 本日の会議に付した案件

○委員(川村清一君) 本日の会議に付した案件

○委員(渋谷邦彦君) 本日の会議に付した案件

○委員(松下正寿君) 本日の会議に付した案件

○委員(河口陽一君) 本日の会議に付した案件

○委員(大松博文君) 本日の会議に付した案件

○委員(中村喜四郎君) 本日の会議に付した案件

○委員(長谷川仁君) 本日の会議に付した案件

○委員(増原恵吉君) 本日の会議に付した案件

○委員(柳田桃太郎君) 本日の会議に付した案件

○委員(山本利壽君) 本日の会議に付した案件

○委員(小林武君) 本日の会議に付した案件

○委員(達田龍彦君) 本日の会議に付した案件

○委員(山中貞則君) 本日の会議に付した案件

○委員(政府委員) 本日の会議に付した案件

○委員(官) 本日の会議に付した案件

○委員(官) 本日の会議に付した案件

○委員(官) 本日の会議に付した案件

○委員(官) 本日の会議に付した案件

○委員(官) 本日の会議に付した案件

○委員(官) 本日の会議に付した案件

○委員(官) 本日の会議に付した案件

○委員(官) 本日の会議に付した案件

○委員(官) 本日の会議に付した案件

○委員(官) 本日の会議に付した案件

○委員(官) 本日の会議に付した案件

○委員(山本茂一郎君) 本日の会議に付した案件

○委員(川村清一君) 本日の会議に付した案件

○委員(渋谷邦彦君) 本日の会議に付した案件

○委員(松下正寿君) 本日の会議に付した案件

○委員(河口陽一君) 本日の会議に付した案件

○委員(大松博文君) 本日の会議に付した案件

○委員(中村喜四郎君) 本日の会議に付した案件

○委員(長谷川仁君) 本日の会議に付した案件

○委員(増原恵吉君) 本日の会議に付した案件

○委員(柳田桃太郎君) 本日の会議に付した案件

○委員(山本利壽君) 本日の会議に付した案件

○委員(小林武君) 本日の会議に付した案件

○委員(達田龍彦君) 本日の会議に付した案件

○委員(山中貞則君) 本日の会議に付した案件

○委員(政府委員) 本日の会議に付した案件

○委員(官) 本日の会議に付した案件

○委員(官) 本日の会議に付した案件

○委員(官) 本日の会議に付した案件

○委員(官) 本日の会議に付した案件

○委員(官) 本日の会議に付した案件

○委員(官) 本日の会議に付した案件

○委員(官) 本日の会議に付した案件

○委員(官) 本日の会議に付した案件

○委員(官) 本日の会議に付した案件

○委員(官) 本日の会議に付した案件

○委員(官) 本日の会議に付した案件

○委員(官) 本日の会議に付した案件

○委員(官) 本日の会議に付した案件

○委員(山本茂一郎君) 本日の会議に付した案件

○委員(川村清一君) 本日の会議に付した案件

○委員(渋谷邦彦君) 本日の会議に付した案件

○委員(松下正寿君) 本日の会議に付した案件

○委員(河口陽一君) 本日の会議に付した案件

○委員(大松博文君) 本日の会議に付した案件

○委員(中村喜四郎君) 本日の会議に付した案件

○委員(長谷川仁君) 本日の会議に付した案件

○委員(増原恵吉君) 本日の会議に付した案件

○委員(柳田桃太郎君) 本日の会議に付した案件

○委員(山本利壽君) 本日の会議に付した案件

○委員(小林武君) 本日の会議に付した案件

○委員(達田龍彦君) 本日の会議に付した案件

○委員(山中貞則君) 本日の会議に付した案件

○委員(政府委員) 本日の会議に付した案件

○委員(官) 本日の会議に付した案件

○委員(官) 本日の会議に付した案件

○委員(官) 本日の会議に付した案件

○委員(官) 本日の会議に付した案件

○委員(官) 本日の会議に付した案件

○委員(官) 本日の会議に付した案件

○委員(官) 本日の会議に付した案件

○委員(官) 本日の会議に付した案件

○委員(官) 本日の会議に付した案件

○委員(官) 本日の会議に付した案件

○委員(官) 本日の会議に付した案件

○委員(官) 本日の会議に付した案件

○委員(官) 本日の会議に付した案件

置、特別措置をとることが沖縄の人々のためにいいことであるかという具体的なもの、一つ一つ、逐次浮かび上がってまいりまして、やがて返還協定の締結となり、そして、われわれの国においては、これが予算編成あるいは特別会計構想もしくは開発基金、あるいは、小まきは、自動車、右側、左側通行を、離島でございまして、自動車、分、自動車その他の設備等が整い、あるいは、沖縄の人々が右、左に変えることに習熟する時期が来ると思われる日まではそれを延ばすとかという、いろんなこまかな問題まで含めて、個々のケースが明らかになってくるだろうと思っております。その過程を経て、おのずとその輪郭並びにその内容が明らかになってくるものでありまして、この段階で一挙に政府の関係各省全部、財源主管省まで詰めて、しかも、実態のなお不明確な点のたくさんある軍用地等も含めましての問題として、これが全面的な政府の方針であるという中身を打ち出すには、もう少し時間の余裕と、実態の調査をさせていただきたい、こう考えておるところでございます。

○達田龍彦君 まだちょっと理解ができていないんですが、いま長官の御説明ですと、復帰対策というのはきょう以降の復帰のための対策である、したがって、そのための基本方針なんだと、こうおっしゃっているわけですが、一体化対策というのは基本方針以前の問題という理解でいいんですか、簡単に割り切れれば、それとも、一体化対策というものは、基本方針が出る以前においてすでに一体化対策というものは進められておる、それは当初の計画とおりは完了しておるという前提に立って基本方針が出てきておるのか、そういう点をもっと少し明確にしたいと思うのであります。

○国務大臣(山中貞則君) 一体化施策というものの展開が基本方針というものであり、その基本方針の新たな展開があったのは、七二年のなるべく早い機会に返すという合意が両国の責任者において成立をしたということにおいてあったわけであ

ありまして、過去の一体化施策というのが私は間違ひであったとも思いませんし、その調査あるいは打ち合わせ、実態把握等の進行の過程において、逆に言うと、締め切り日が明らかになりましたから、それに対して新たな展開というものを具体的に示したというのが基本方針だとお受け取りいただければけっこうだと思っております。

○達田龍彦君 私が非常に疑問を持っておりますのは、一体化施策に盛り込まれている内容の中で、じゃあ、一体化、今回の復帰対策の基本方針と内容的にどういう変わりがあるのかという、私は、一体化対策でどう対策をなさなきゃならぬという問題がその基本方針の中に持ち込まれておるというふうな理解をいたしておるのであります。したがって、基本方針というものは、一体化対策をそのまゝ分類、羅列をしたにすぎないのではないかと、私は、そういう理解を、この一体化対策のいままでの政府の方針から考えたときに考えるのであります。したがって、はつきり申し上げまして、一体化、いままでの「一体化のための基本方針」と、今回発表された「復帰対策の基本方針」とでは、具体的に基本的にもどう違うのか、その点をさらに一回明確に説明をいただきたいと思っております。

○国務大臣(山中貞則君) それは基本的にそう違ひはないわけでありまして、姿勢は、一体化のための方針に基づいて進んでまいりましたもの、そのものがあやまちであつたわけではないのです。したがって、今回は、七二年の早い機会に返るんだという国際的な当事者間の合意が成立をいたしましたので、逆に、七二年までにやらなければならぬ政府の基本的な方針というものを、あらためて閣議で決定をいたしましたのでございまして、その極端に違つて、これはまた、前の一体化施策というものは何をやっていったんだということになりますから、その極端に違つてはならないと思ひます。極端に違わないう、具体的に言へば、ただいま申し上げましたように、はつきりと返還のめどがついた、そのことによつて急速に方針を示し、その

方針に従つた個々の具体的な政策を、沖縄の人々にも、また、政府の姿勢として打ち出していく必要があるということから、この方針をきめたものでございまして。

○達田龍彦君 いま長官の言われる基本的な考え方としては、ほぼ理解がいく点もあるのでありますけれども、私は、さらに問題だと思ふのは、この基本方針に盛り込まれている内容というのは、元来、政府が一体化施策の中で進めなければならぬという問題点が、たくさん、基本方針の中にさらに持ち込まれておるのであります。私は、本来、一体化政策の中で、行政分野の各分野にわたつて円滑に復帰対策を進めるためには、いろいろの問題点を煮詰めて、そして緊急順序をきめて計画を立て、進めていくというのが一体化の中に盛り込まれておるわけでありまして、元来、一体化対策というそういう問題は、復帰対策の以前に私は行なわれておつて、そして復帰対策というものは、もう少し積極的に開発の問題とか、経済格差の問題とか、住民福祉の問題とか、そういう問題を積極的に、復帰のための、本土との格差を是正するといふ、すべての問題に対するそういう体制といふものが、意欲的に復帰対策に本来盛り込まなければならぬ。ところが、現実には、一体化対策の中でやっていかなければならぬ分野が取り残されて、復帰対策の中に盛り込まれておるような面が非常に多いのであります。その点、私は非常に不満でありまして、そういう面を、今後の復帰対策の中で急遽やろうとして、一体できるのかという心配もあります。また、具体的な計画というものは、一体この基本方針に基づいてどういう計画になっておるのか。そういう面に対する私は不安もまたこれはあるものであります。でありますから、一体化、復帰対策というものは、一体化対策に基本的にそのまま移行されたというものはたくさんありますけれども、私は、基本的に、復帰対策というものは、この沖縄と日本の格差をどういふふうに縮めながら、そして開発、さらには振興をはかつていくかと、こういう意欲的

なものが基本対策になればならぬと私は思ふのでありますけれども、そういう点について、もう少し考え方をはつきり示してほしいと思ふのであります。

○国務大臣(山中貞則君) 格差というのが概念的に使われるわけですが、沖縄の人々の、業種により地域によつては、現在の沖縄の行政形態あるいは居住環境の中で、比較的所得の高い環境もあります。また、県民所得の比較においても、沖縄がいま日本の一部であつたとした場合でも、県民所得の最下位ではないわけですから、かといつて、それらの条件が全部の沖縄の県民の人たちの等しい所得環境ではないというふうなことを考えますと、「格差」といふことの中には、たくさんものを含んでおると思ひます。劣つておるものもあり、劣つていないものもあり、進んでいるものもあり、要するに、アメリカの法律の環境のもとにおいて、税法でも、アメリカが布令税法等で琉球政府が独立国ならば本来取るべき収入まで、施政権者が取つておるというふうなことも等々ありますから、これらの問題を、沖縄が全部格差があるというふうにも受け取つておられますし、要するに、特殊な環境の中で育つた現状といふものの中で、本土並みにすみやかにしなければならぬもの、これは明らかに格差のあると思ひます。社会福祉施設とかあるいは教育の施設整備、環境とか、そういうようなもの等においては、これはもう明らかに格差がありますから、しかも、これは国の半義務的なものでございまして、これはもう復帰を待つまでもなく、来年度予算あたりには具体的に最終的なセットをしなればならぬ、復帰と同時に本土並みの水準に持ち込むような努力をしなればならぬと考えておりますが、これは一つの政策ごとによつていろいろと感觸が違ひますので、その意味で、沖縄のすべてが完全におくれているのだということよりも、沖縄の置かれておる特殊な環境の中で、それを守つてあげたほうがよろしいものといふものは、もう少し考えて、それを特別に認めていったらどうだ

ろうというようなこともその中にあることを御理解願いたいと思います。

○委員長(塚田十一郎君) この際、御報告いたします。

本日増田盛君が委員を辞任され、その補欠として柳田桃太郎君が選任されました。

○達田龍彦君 基本問題はその程度にいたしまして、次に御質問をいたしたいのは、今回の日米共同コミニケによりまして今後の復讐対策というものが具体的に日米間で話し合われるわけでありすけれども、その機関として日米協議委員会あるいは準備委員会等が設置をされるのであります。そこで、この日米協議委員会、準備委員会等が設置をされるわけでありすけれども、従来までの一体化施策の中で設けられておりましたこの一体化推進のための日米琉の諮問委員会があるわけでありすけれども、この諮問委員会は一体今後どういうふうになっていくのかですね。その点を、これは外務省がいいですか、御説明いただきたいと思ひます。

○説明員(大河原良雄君) 諮問委員会は一昨年の春設置を見まして、その後一体化促進のために現地で日米琉三者間で緊密な協力のもとに作業を進めてまいりましたけれども、先般沖縄に復帰準備に關する準備委員会が設置を見ましたために、残務整理を終わりますやうかに廃止をされる、こういうことになっております。

○達田龍彦君 日米琉一体化のための委員会というものは、今回準備委員会が設置をされたらそれに吸収されるために機能がなくなる、こういう理解でいいんですか。

○説明員(大河原良雄君) 昨年十一月の日米共同声明にもございますように、準備委員会が設置され、それに伴ひまして諮問委員会はその使命を果たしたことに伴ひて廃止されると、こういうことになるわけでございます。

○達田龍彦君 そうしますと、この「沖縄復帰対策の基本方針」に基づいて具体的な計画があらゆる分野にわたって立てられると思うのであります。言うならば、これは基本計画でございますから、実施計画が具体的に作成をされなければならぬと思ひます。この具体的な実施計画は、すでにおきめをいただきここで発表できる段階になっておるのであります。

○国務大臣(山中貞則君) まだそこまで行っておりません。ことしの予算で、性格をややあいまいのままで、たとえば県政援助費二十億、全軍労等の首切り等がもつと進捗する可能性があるとその時点で判断をいたしましたので、それらが増加した場合に本土の予算で対応できないというやうなことがないように、あるいは台風等毎年参りますから、災害復旧予算等、おおむね目見当で一応予算を盛っておくやうにしようということで調整費の十億という項目を設定したわけでございますが、これでは性格があいまいでございます。たとえば現地においては交付税をなせられないのだという声もございまして、しかし、財政法、交付税法のたてまえからいって、国税を納付せざる地域についての交付税法というもののまともな適用というものがいろいろ議論がございまして、今回は、いま言ったやうな措置にいたしましたので、今回は、ただいま自治省側とこれから相談しようと言っておりますことは、来四十六年度予算編成あたりにおいては、四十七年においてはもう返ってくるものとしての前提で、制度その他も明らかにして組んでいくつもりでありますけれども、来年度予算において、少なくとも、国税を納めていなくても、納めていると仮定してみて、納めていたら幾らぐらゐの交付税になって、そして、それを納めていないのですから、その部門を控除して配賦するやうなことを作業をして、四十六年度予算ではセトリしようじゃないかという相談等もいたしております。これは一例でございますが、このやうに個々の問題を詰めてまいりまして、性格が

ほんとうに明らかになるのは、四十六年度予算の編成の経過、最終的には四十七年度予算において行財政の問題は明らかになるだらうと思ひます。

その他の経済問題につきましては、これはもう現在もいろいろやっておりますし、政府のそれらの問題についてとるべき措置等についても、弾力的にしかも積極的にこれを進めてまいりつてもありますから、これは一つ一つが具体化して、ケースごとに明らかになっていくものと考えます。

○達田龍彦君 私は非常に残念に思ひますのでありますけれども、この基本方針をおつくりになるならば、行財政の裏づけは私は今年度予算の中で意欲的に盛るべきであつたと思ひます。そういう意味では、十億の調整費を取っておるからその範囲でという御説明でありますけれども、わずかに十億で沖縄の基本的な対策ができる、あるいは問題点を解消することに私はならぬと思ひます。予備費のものを十分想定をして、これを盛り込んで、その事宜に充てて、できれば今年度の中で問題を行財政の立場から解消していくという立場をとるべきではないか。それができないならば、むしろ意欲的に補正予算でも組むぐらゐの気持ちがないと、私は、基本対策はできたけれども実施が非常に困難になる、困難と摩擦が生じる、こういうやうな結果になるのではないかと、このことを非常に心配するのでございまして、その点、どうでございませうか。

○国務大臣(山中貞則君) いまの問題は、財政面の問題でございますが、現在琉球政府におきましては、三百五十万ドルの物品税その他を増税をいたしまして、なおかつ、琉球政府側の支出計画に基づけば、一千万ドルぐらゐのどうして収入の落ち込みがある、このことを本土政府に援助してほしいという要請を最近になって受けたわけでございます。新聞等ですでに御承知でございますが、しかしながら、予算の編成に会計年度の違ひがございするために、三カ月のズレがありまして、

いま現地ではそれが喫緊の事態として本土政府への要請という形にあらわれてきたのはやむを得ないと思ひますけれども、しかし、うちのほうで対応できるためには、やはり四十五年度予算編成の経過中においてそれらの事実——琉球政府自体の歳入欠陥等の見通し、あるいは、どうして出さなければならぬ必要経費でございまして、いそぐまでであるというやうなこと——等について御相談にあつたつては、実はいなかたわけでございます。でございまして、昨年の八月三十一日に締め切りました予算というものをとおねえ土台にして今回は予算を組まざるを得なかつた。私も、入閣いたしましたすぐ予算編成でございまして、幸い、過去に沖縄問題についてはずっと注目をし相談にも乗つておりましたので、その無理しないでのみ込むことが可能でございまして、で、私自身の判断で、ほかの省には全然例のないことでございましてけれども、予算の査定が九割五分済んでおります段階で、復讐記念事業という大きな柱を盛り込むというところに、一応今年度予算としては前進を見たわけでございますが、これはあくまでも、日がきまつたことに対する記念事業として五島の循環道路、戦跡記念公園、水資源調査等のごとにそれが一応結びつけられたわけでございます。いまして、先ほども申しましたやうに、ことしの場合は、御指摘のやうな足らない点が一ぱいあると思ひますけれども、予算編成の時点というものは、先考をしますと、どうしてもやはり琉球政府の現実の予算編成の段階とは食い違ひが起くるのはやむを得ないことであつた、ことは私考するわけでありまして、一方、しかし、琉球政府側におきまして、その後策定せられた経済成長の見通しというものと予算の歳入の一番大きな柱である租税収入の見通しとに明らかに違ひがありまして、やはり経済成長見通しと租税収入とは表裏一体のものであるとするならば、大体こちらでも三百万ドルぐらゐの差は出てくるというやうな等もあ

ります。でありますので、対策庁ができましたならば、この予算を担当いたします関係者にベテ

ことがわかりましたけれども、行政能力におきましてもやはりいふんと足りないものがございませう。幸い、消化能力も建設業界は何とかいけそうにございませう。この点は資材の問題につきまして若干の問題があるかもしれませんが、これは建設資材のほうの原材料であります。これは本土のほうの、たとえばアスファルトが足りないわけば持っているわけでありませう。セメント等は向こうにあるわけでありませう。これらの点を除いては大体だいじょうぶである。問題は、現実の建設をするための行政能力の問題が少し心配であるということがやはりございしたので、これは建設省も気持ちよく、復帰のときに何ら支障のないように、建設省のほうで積極的に私どもの行政機構と提携をしてもいいまして、絶えず現地と相談をしながら進めていこうということである。この面のカバーはできるということ、先般調査団の報告を聞きまして、さらに積極的に協力の意思を得ましたので、まあだいじょうぶであらうと思っておりますが、その他の行政部門につきましてもそれと似たような現象があるかと思ひますが、幸いに、本土各省におきまして、それぞれの分野のペテランというものを沖縄については格別なる協力とさせる用意があるようございしますので、これらの点を有機的に活用をいたしまして、ばらばらにならないような配慮をしながら一体となって作業を進めてまいれば、行政能力が少し劣っているからといって、これはだれをも責められないところございませう。これらは本土の責務ということでもあり、一体となって作業を進めていけば、その点は相補するものと考えておる次第でございます。

○達田龍彦君 いま長官のおっしゃられた中で、私は、財政的にも確かに沖縄の復帰のための財政は非常に貧弱であるし、また行政能力の面でも、たとえば本土の行政官との人事交流をやるとか、あるいは現地の職員の研修をやるとか、そういう面での行政能力の向上をはかることは、これは私は主體的にやらなければいかぬと思ひます。それ

れをやらずして、対策庁をつくって、そこで優秀な、有能な、能力のある行政官を派遣をして、そうして押しつける行政をやられたんでは、これは沖縄県民はかなわぬと思ひます。やっぱりそういう面が両々相まって円滑にこれが処理されていくという立場でなければならぬと思ひます。でありますから、そういう意味での行政能力というものは、一体化対策の中ですでに問題点として指摘されているわけでありませう。これは私は、この復帰対策の対策庁ができて復帰のための基本方針ができる段階では、まず受けて立つかまえて琉球政府にあってはかまわないかと思ひます。この点、現地の実情を見てまいりますと、必ずしもそうではないようございませうけれども、一体今日までにそういう意味での人事交流を行なわれたのかどうかお尋ねをしておきたいと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) 具体的な人事でお互いに、こちらの国家公務員になり、こちらの国家公務員が琉球政府の職員になりというケースはないと思ひますが、今回お許しを得られますならば——対策庁が可決された後に、その人事の中で、対策本庁の首脳部にも、現地の琉球政府その他の首脳部の御意向も承りまして、りっぱな人物を登用するつもりでございませう。さらにまた、現地の局におきましても、沖縄の琉球政府の中の優秀な人材があれば、それを、交流と申すよりも、むしろ積極的に本土の事務の中に入れていただくということ、人的なつながり、そうして現地の事情をそのまま本土の行政に反映させる、あるいは人的な配置というようにすることについて格段の配慮をしてみたいと思ひます。今後の方針は、琉球政府職員を特別に研修をさせるということもまた形の上でおかしなことになると思ひますので、先ほど申しましたように、緊密な共同作業的な形をとりながら、お互いが学びお互いが向上する——こちらのほうは現地の事情を学ぶ、そうして現地の方々はいわゆる行政事務というものを

学んでいただくという形で進めていくほうがよろしいのではないかとと思ひます。

○達田龍彦君 次に、お尋ねをしたいのは、この対策庁の任務と役割でありませうけれども、特に沖縄に關してでありませうが、この復帰以前の対策庁の任務と役割は、この提案説明にございませうけれども、復帰のための対策が基本的に行なわれるようでありませう。ところが、返還後の対策庁の任務は一体何かというところを考へますと、この提案の理由の中では、経済社会の開発向上にあると、こう言われておるのでありますけれども、私はこの「沖縄復帰対策の基本方針」ができる段階では、復帰の準備のことよりも、むしろ経済や社会の開発向上をどうはかっていくかということ、これが、本来、この復帰基本方針の中に大きく盛り込まなければならないと思ひます。このあたりでございませう。ところが、今回の提案理由の説明にも出てまいっておりますように、復帰までは復帰準備を重点的に、行ない、復帰後になってやつと経済社会全体の開発向上を中心としていく、こういうふうになつております。私は、そういう意味で、先ほどから指摘をいたしておりますように、復帰準備というものは一体化対策の中で元来進めておかなければいけないと思ひます。そうして、この全体の開発向上というものをこの「復帰対策の基本方針」が出来るに手がけていって初めて復帰後混乱が国内と同一の水準が保てる結果になるのではないかとと思ひます。私は、そういう姿が一番望ましい姿であると思ひます。そういう意味では、復帰は、やがて二十年間のおくれである状態をひとつ取り戻さうではないかという対策では、非常に不満であります。でありますから、こういう点についていまさらこれは言つてみても、直ちにこれができる段階ではございませうけれども、少なくとも対策庁というものは、復帰前と復帰後と、そういう面として区分けをするのではなくて、復帰前においても、経済社会の開発向上のための対策庁としての役割というものを十分配慮をしながら私は運営をしなければならぬ

ではないかと思ひますけれども、そういう意味で、今後の対策庁の任務と役割というものをそういう方向で意欲的に私は運営しなければならぬし、また、具体化計画もそういう形でつくらなければならぬと思ひます。でありますけれども、どうでございませうか。

○国務大臣(山中貞則君) 対策庁はあくまでも役所の機構でございませうから、そこで経済社会的な大きな問題などを役所だけでやることは、とても無理でございませう。でありますから、その作業等については進めさせますけれども、最終的には責任者である所管大臣の私というものが、政府の上、機構の中の一人として関係閣僚等と協議の上、対策協議の場へ持ち込みながら、その問題については前進を絶えず続けなければならぬと、返還協定等が締結をされて国会に御承認をいただくわけでありませうが、それらの問題等について一つのけじめとして、だんだんに具体化していくつもりでございませう。

○達田龍彦君 ただ、提案理由に、返還後の対策庁の任務というものは、そういう意味で、返還後も対策庁を置いて、重点的に経済社会の開発向上を重点にしていくなのだということを言つておるのであります。だから、そういう面では、対策庁というものはそういう役割を持つていくと思ひます。でありますけれども、その点ひとつ、対策庁が今後残つて復帰後も存続するわけでありませうから、そういう点ひとつ十分配慮をしながら処置を願ひたいと思ひます。それからもう一つは、沖縄県という県の機構をこれまでつくつていかなければならぬわけでありませうけれども、琉球政府があるわけでありませうけれども、これと対策庁との関係は一体どういう関係に立つのか、その点御説明いただきたいと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) いまの段階では、はつきり申し上げて、復帰後対策庁を存置する、あるいは対策庁の形で存置するのか、あるいは積極的に、北海道開発庁のごとく専任大臣を置いて沖縄

の人々に対して安心していただくような機構にするのか、これらのところはいまのところまだきまつておりません。でありますから、「復帰に関する」ということだけにしておるわけでございますけれども、もちろん機構によって異なりますので、もし北海道開発庁みたいなものであれば、沖縄対策庁という専任大臣がありまして、そのもとに——もとというの語弊を生むかもしれませんが——現在の北海道開発庁長官と北海道知事というような関係に置かれます。国の援助が特別にその地域に行なわれる重点施策としての施政を沖縄開発庁というものが背負うことになるかと思ひますが、いまの段階では、まだ関係各省庁が、沖縄をそのような形で独立させるのか、あるいは総理府の中で機構が残つてなおやうていくのか、そのときには総理府の中で沖縄だけの機構がさらに独立をするのか、これらの点についてのまだ今回の沖縄・北方対策庁に関する予算の設定の段階では決定いたしておりませんし、また、決定いたしてはなくても、この問題だけは先にやっておかなければならないと考えまして、これらの議論はあとに残してあるわけでございます。

○遠田龍彦君 これは、いま長官の説明で私は非常に疑問を持ってきたんでありますけれども、とりあえず、対策庁というのは今度設置法という形で立法されるわけですね。これは復帰準備までの間であつて、復帰後の問題については、対策庁をどうするかということは今回の提案の中では考えてないという御説明のように私は受け取つたのでありますけれども、そうであるならば、これは臨時立法法の形を私はとれたいと思ふ。これを単独立法の形で出されて、そして、暫定法ではなくて、長期にわたつてこの法律でもつてやうていこうというわけでありまして、その意味では、対策庁というのは、復帰の準備のためだけではなくて、復帰後も、北海道開発庁と同様に、沖縄の開発向上のためにこの役所を位置づけ、役割りを果たさせようというのがねらいではないかと思ふんですが、どうですか、その点は。

○国務大臣(山中貞則君) その点は、復帰までの期間であつて、復帰後はそれを打ち切るのだとも書いてございせん。はつきりと復帰後も存置するとも書いてございせん。「復帰に關し」と書いてございまして、でありますから、復帰に關してこの対策庁を発足せしめるわけですから、復帰の時点においてそれをどのような機構で存続せしめるのかという議論は、現在の段階においてはまだ詰まつていないということを申し上げておるわけでございまして、ですから、復帰したというところでこれはやめるんだということとはどこにも書いていないつもりでございます。やめることはもちろんできないと思ひますし、特殊な環境に対して特殊な行政形態が必要でありますから、どのような形で存置するかも含めて、このままで残したほうがいいのかもしれないし、これは今後の問題でございまして。

○遠田龍彦君 これは非常に私は問題があると思ふんであります。この法案の法形式は、いま長官がおつしやるような趣旨であれば、これは何も単独法をつくらなくても必要はないんじゃないか、むしろ総理府設置法の一部改正という形でやられていいんじゃないかと私は思ふんですよ。臨時的なものであり、また、将来の見通しがないものを、単独立法で永久にこれを存置するというような法形式をとる必要はないんじゃないかと思ふ。あなたの方のほうで今回提案されているのが単独立法の形をとられていて、これは、復帰後もこれがやはり単独の形で機能を果たすという前提で出されなければ法形式としては非常におかしいと思ふ。法形式では、将来にわたつて、ある意味では、永久にこれを長く続けたいという形式をとりながら、その内容においては、復帰後どうするかまだいまいわからぬというのをはきわめて私は不見識だと思ふんですが、どうですか、その点。

○国務大臣(山中貞則君) 不見識ではありませんが、「臨時」ということばをつけたほうがいいという議論は確かにありました。この実体から考えて、あるいは総理府設置法の一部改正ということ

もできないことではありせん。しかし、後者のほうは、沖縄の人々が、すみやかにわれわれの復帰までの不安を解消してくれたいということを切望して、各界各層、与野党ともに言つておられますことにたいする姿勢としてはやや消極的な姿勢に過ぎるのではないかと。かといって、これを復帰までの臨時の対策庁であるといつて、復帰したあとこれをどういふものにするのだということを明定しないでは、これまた不安が重なることになりまして。でありますから、幸ひ、復帰までにまだ相当時間がございまして、復帰される間の経過中において、復帰後はこつくり行政機構をつくりまして、ということがはつきりと言へるようなものにもあらんしたいと思ひますが、さしあたりは単独立法の姿勢を明確にして、しかも、これは決して復帰までの間だけめんどうを見るのではなく、いづれそのことを感念としてあらわしながら、いづれその形はもう少し議論をいたしましてきめましようということとしておるつもりでございます。気持ちとしてはそうでございますが、あるいは法律上議論のあるところは、この法律をつくります過程においてもいろいろの議論がございましたことは私も否定できないところでございまして。

○遠田龍彦君 まあ、説明の中ではそういう気持ちがかかり出てるのでありますけれども、これは長官の気持ちでありまして、対策庁をさらに復帰後もそのまま存続させるということとは、政府の方針として、この法律を提案される前提として、そういうことがきちんと定められて出すべきではないか。内部でのいろいろの御議論があつたことは私もわかるのでありますけれども、法律を出される前提として、復帰後どうなるかということが基本的にはきまらないで、感念として、あるいは気持ちとして、あるいはいかなるものではないかというあいまいな姿で出されることは、私は法律を成立させる前提としてはよろしくないのではないかと思ふのであります。また、そういうあいまいなものを法律の形式として単独法の形式をとる、しかも、臨時的な性格のものではないという

形式をとりながら、場合によつては臨時的なこともあり得るというふうな前提でこの法律を私は通すわけにいかぬと思ふのであります。私は、国会に参画をし、その法律を審議するたてまえから、国会議員としては当然だと思ふのであります。でありますから、その点は明確にして、明確な前提でない限り私はこの法律を審議するわけにはまいらぬのではないかと思ふのです。そうでしょう、長官。どうですか、その点は。

○国務大臣(山中貞則君) こういうふうに言ひましよう。(笑) この法律の形そのままでいけば、これは廃止する時点も何も書いてありませんし、「復帰に關し」と書いてあるのですから、当然残りますという事です。しかし、沖縄・北方対策庁の形のままで行つていくのかどうか、もう少し考えなければならぬ。機構というものをその間にあらためてつくらなければ、考えを進めさせなければならぬのではないかと、むしろ前進した背景があるわけですね。ただ、それを、大体三年後においては沖縄開発庁というものをのつくるのだという合意をこしの予算編成のどきさの中であつておくべきである、法律にもそのことを明記すべきであると言われまして、この点は、それまでの議論が、関係各省があまりにも多うございまして、むしろ関係しない省は一体どこだと思はされたんですが、関係関係協で、北海道開発庁ぐらいのものでございまして。ところが、それも大臣が科学技術を担当しておられますので、結局は全閣僚がやはり並んでいただくことになつたわけでございますから、それを、いますぐ二年後にはこういう機構をつくるというのを法律の中に書くことはできなかったというところでございまして。

こう言ひましようと言つたら笑われたんですが、実際はこの法律そのものはそのまま続くことになつておるといふことでございまして。

○遠田龍彦君 何か少しわかつたようなんですが、わからないような気がしてゐるんですが、ではなぜ今回

「開発庁」にできなかったのですか、その辺事情を説明してください。

○国務大臣(山中貞則君) それは現在の施政権下の領域内にある沖縄について、こちらの方で開発庁というものを設けて、専任大臣が一切の行政の責任を負うということが実質上必ずしもしからうということ、北方領土という問題は全民族的な世論の形成に今後つとめなければなりません、少なくとも、やはりいまだ返ってこない領土という重みにおいては南北ひとしきものがあろうと考えますので、どうしても今回は北方も一緒に含めて、これも議論がありましたけれども、対策庁として出発をしたということでございます。これを、北方を切り離して沖縄だけを何か機構を考えました場合に、おそらく北方は、その現実の事情から考えて、現在の対策庁的なレベルの高いものの中に、北方だけでもって持ち上げることは不可能であったと私は考えます。その意味で、編成の過程における与党との議論の中でも、分離論もございましたけれども、終始一貫、国の政治の姿勢の問題として、返ってこない領土という問題において同じであるということで、沖縄・北方対策庁に持ち込んだということでございます。

○達田龍彦君 なるほど、そこで、私はこれも議論のあるところだと思ふのでありますけれども、この今回の設置法の中に北方を入れるということについて、いいのか悪いのかというのは確かに私は議論のあるところだと思ふます。内容的にも具体的にも、また基本的な政府の姿勢の問題としても、あるいは国際的な関係においても、沖縄の問題と北方の問題は、その復帰をしなければならぬというところは基本的に一致をしております。そういう面では相当異質のものがあるわけですね。それを一つの対策庁でやっていく形の中に、問題が一つ私はあると思ふのであります。いまお話しの中でも、北方領土の問題の比重から、沖縄復帰の対策の中にある程度すっきりしないような結果が出てきているような印象を受けるのであります。これはむしろ、沖縄復帰の問題を中心にして

て対策庁をつくりそうして開発を進めていくということになれば、もう少し今回の法律の提案のしかたも私は変わってくるだろうし、沖縄の開発についても、ある意味では一歩前進する措置がとられたのではないかと気がいたすのであります。でありますから、私は、そういう意味で、将来のこの対策庁というものが、北方領土との関係において、将来進める過程で、北方領土が重荷になって問題が解決をしないということになっては、沖縄県民にとつては迷惑だし、また、行政のあり方としても、私は問題があると思ふのであります。でありますから、この際、今回法律を提案する背景としていま政府部内でそういう議論があったとするならば、復帰後において開発庁をつくるというときにも同じような議論が私は出てくると思ふのであります。でありますから、むしろこの際、法律を提案するときに議論をもう少し煮詰めて、そうして、基本的には、やはり復帰後と復帰前の状態というもののについて、この際、政府は一つの考え方を明確にしておくべきではないか。復帰してしまつてからひとつ開発庁にしようではないかという議論を長官されてみて、今回行なわれたと同じような議論はまたされて、結果として、復帰してしまつたんですから、あとはひとつ沖縄県にまかしてやっちゃえというふうな空気になりがちではないかという気がいたすのであります。でありますから、私は、この際、復帰後の対策庁としては明らかに開発庁としてこれを発足させる、改編強化するということを政府の意思として明確にして、そうして国会の中で約束をしていただきたいと思ふのであります。どうですか。

○国務大臣(山中貞則君) この時の予算を編成いたしますときに、私の部屋に北海道の方々が、衆参両院、与党、野党皆さんおいでになりました。沖縄対策庁をつくる場合に北方と一緒にしてほしいという強い要請がございました。私は、北海道の選出国会議員の方々が私のところへ北方対策庁というものを一緒にしてほしいと陳情される、あるいは要望されるお姿というものを私たちが国民は無視してはならない、それは間違つておる、やはりこれは全民族的な背景のもとに北方というものを取り組む姿勢を持つべきものである、それを、北海道の選出国議員の方々のみが一生懸命であるということ、まことに私としては申しわけないことだと考えました。でありますので、沖縄対策庁出発にあつたのは絶対に北方も一緒にして出発をしたい、これが国のいまだ返らざる領土に対する基本的な姿勢の機構に対するあらわれである、これは切り離すことはできない、こういうふうに考えました。切り離すことが是であつたと、かりにそういたしましたと、「沖縄対策庁」が設けられることになるはずであります。そうすると、そのとき、北方領土問題について北方対策庁がいま一つ同じような次官クラスの長官を当てるような機構がはたして可能であらうかと考えますと、私はたいへんそこをむずかしうかと思ふことを考えます。でありますので、実際の身中のウエートはずいぶん違います、事柄も違います。性格を著しく異にいたしますが、この際は、国の政治の姿勢として、ことに対外的な姿勢の問題として、沖縄と北方というものは日本政府としては一体のもの、いわゆる日本のいまだ回復しない領土という立場でとらえているのだという姿勢をあらわすべきだと考えて踏み切つた次第でございます。

〔委員長退席、理事山本茂一郎君着席〕

○達田龍彦君 私は北方問題を軽く取り扱えという意味ではないのであります。これも十分に取上げていかねばならぬと思ふます。しかし、今日内外の状態をみるときに、あるいは沖縄問題と北方領土の問題を比較してみると、明らかに次元が違ふのでございますから、この次元の違ふものを一つの機構の中でとらえていくというところは、明らかにこれは政治的な配慮であつて、具体的な行政のあり方としては、私は問題を残すやり方ではないかと思ふのであります。むしろ北方の問題については、復帰した後における開発というものは沖縄の比ではないと思ふのです。人口その他の問題から考えても、現に北海道は北海道の開発庁があるわけですから、将来の北方問題を北海道の開発の中にどう含めるかというところは、機構の中で私は運営できる要素を持つてゐるし、そういう形での議論もできると思ふのです。私自身もそれに対する結論持っております。けれども、そうなつてまいりますと、沖縄の復帰ということは、次元も違ひます、また、国際的に置かれておる立場も違ひるのであります。基地の町沖縄をどう平和的に開発していくかという意味においては、相当私は違つた意味を持つてゐると思ふのであります。でありますから、そういう意味では、この際は、まだ法律のたてまえとしてはこういう形で出ておりますけれども、将来の方向としては、復帰後は必ず開発庁として沖縄の開発のための役割を、この法律を改正するのかわりか形式は別にいたしましても、考え方としては、開発庁として沖縄の問題を考えていく、こういう姿勢をこの際大臣のほうから明確に示していただきたいと思ふのであります。どうですか。

○国務大臣(山中貞則君) 沖縄・北方対策庁は政治的な処理方式であると言われることは全くそのとおりでございます。政治的な配慮をもつて北方対策庁を加えたわけでございます。北方については、全く感觸、内容、性格を異にすることは、私どももただいま答弁したとおりでございます。から、沖縄が返つてまいりますときに、おそらく昭和四十七年度予算において沖縄対策庁なり何なりの機構が生まれるものと思ふますけれども、その際において北方問題は新たな問題が提起されることは間違ひのないことであらうと考えます。

○達田龍彦君 まあ、時間も経過をいたしましたし、あと一、二点御質問をして終わりたいと思ふます。

まだかなり問題点を持つておるのでありますけれども、一、二点にとどめたいと思ふますが、その一つは、旧沖縄県の国、県有、県有あるいは町村有の土地ですね、それから財産、これはいまだれがどういふ形で管理をし、復帰した場合にこの帰属

は一体どういふふうに取り扱われていくのか、この点をお尋ねをしておきたいと思ひます。

○國務大臣(山中貞則君) 旧国有、県有財産につきましては、いずれも米国民政府の管理に移りまして、實際はそれをさらに琉球政府の管理にゆだねておるわけでございます。先週の閣議で決定をいたしました、旧沖縄県並びに沖縄の地方公共団体が持つておりました本土における疎開寮ですか、そういうものの等の土地、あるいは本土において持つておりました証券その他の資産というものは、總計約一億弱、閣議決定において、これからの資産運用を全部琉球政府にゆだねるという決定をすでにいたしまして、そのとおりいたすつもりでございますが、なお、これらの点につきましては、その使用料の徴収その他について、米側との間に明確ならざる点もこれあり、琉球政府と連絡をとりながら急速にその実態の把握をまずやろうということで進めておるところでございます。琉球政府の手にもちよつと負えないような感じがしておるところでございます。

返つてまいりましたならば、当然これはもとの県有、町村有に返るべき性格のものであり、国有のものにつきましては、やはり現地側においてこれから相談をいたしまして、旧国有地——主として九〇多国有林でございますが——これらのものが現地側の人々に有利にしかも有効に、将来に向かって利用され得る計画がありますならば、これは関係省と連絡をとりながら、直ちに全面積を国有にすることなく、事前に琉球側の希望に沿ひ得る敷地等の面積につきましては、優先、これを県有地ないし県の主張する方向に利用していただくということで、旧既得権としての国有財産については弾力的な配慮を持つて臨みたい、最終的にはもちろん国有財産も残るわけでございます。

○達田龍彦君 それですね、この軍事基地として使われている国有地、県有地、町村有地がございますね、これはやはり国内の取り扱いと同一になりますか。民有地も、これは私は場合によつては

含まれているのではないかと思ふのですが、これらの取り扱いが一体どうなるのか。また、軍事基地は、復帰後も国内と同一の安保条約の規制の中で取り扱われていくという解釈に立つべきだと思はれるのでありますけれども、その点、現在アメリカとの話し合いがすすんで進められているのかどうか、合意に達しているのかどうか、その点、どうですか。

○國務大臣(山中貞則君) その点が大きな問題の一つでございます。琉球政府自体もそこらのところを、厳密に言つて、把握しかねている環境にございまして、防衛施設庁を中心にした調査を、米側との間に現在のところ友好的な立ち入り調査その他を認めておられますので、具体的な権利関係その他も含めて明らかにしていくことと思ひますが、返つてまいりましたならば、当然地位協定等の範囲の中における必要なもの等について本土と同じような措置がとられる。すなわち、財政的にも交付金等の対象にも当然なっていくということにならうかと考えます。

○達田龍彦君 この基地の関係ですがね。国有地、県有地の場合は一応別にいたしましたが、民有地の場合は取り扱いはどういふふうになるのですか。これはまあ占領下の中で民有地がもつて軍事基地として使われているわけですね。ところが、復帰をしてまいりますと、わが国の固有の領土の中に軍事基地というものが存在をしまつていくわけでありまして、そういう場合に、安保条約によつて国内と同一の取り扱いをするといった場合のいろいろこれは法律上の問題が出てまいると思うのでありますけれども、そういう点は一応どういふ立場に立つておられるのか、それから、アメリカとの関係においてそういう問題の交渉がすでに外務省あたりでやられているのかどうか、明確にしたいと思ふのです。これは現地で非常に不安もあるところでございます。將來どうなるんだということなんでございまして、ぜひこの際明確にしたいと思ふのであります。

○國務大臣(山中貞則君) 外務省のほうからも説明をいたしてもよろしいのでございしますが、そこらところがたいへん重要な問題でございまして、で、民有地につきましては、現在琉球政府がその地主との間に当事者となりまして、金の支払い条件その他についても琉球政府がアメリカにかかわつてやっている唯一のケースでございますが、そういう形にされておりますから、昭和三十一年ごろの軍用地一括払い論争等のおとにおきましては、比較的確利義務関係が明確でございまして、日本軍の時代も含めまして、軍用地等の強制収用その他を含めてあいまいなものがまだ残つておりますので、これらの点は早急に詰めて、確利義務関係を明確にするともに、その確利のもとになる土地の形態等が、ある場合においては、海になつていくところなんかもあります。そういう場合においては、これはもうやはりいままでどおり毎年金を払うという形から、どうしても形状がもとに復し得ないものでありますから、これはもう一括して買い上げるというふうな形も相当出てくるのではないかと思つておりますが、いすれにしても実態把握が先決であると考えまして、いま行政事務と相談を、依頼をいたしながら、調査を具体的に進めていくところでございまして。

○説明員(大河原良雄君) 先ほど来、総務長官から御答弁ございましたように、沖縄にありまして米軍の基地の關係につきましては、事実調査がまず必要という考え方に基きまして、米側との協力ののもとに事実調査を進めてまいつております。先般は沖縄の地主組合連合会の方々が上京いたしまして、防衛施設庁に對しまして、現地の実情を種々説明し、また陳情があつたように承知いたしております。米側との關係につきましては、いまのような状況でございまして、まず事実關係の把握というところに重点を置いておりますけれども、いすれ返還交渉の過程におきまして、この問題の処理について具体的な話し合いを進める、こういう必要をお互いに認識いたしております。

○達田龍彦君 これは、外務大臣いらつしやいませんが、私は、これは日米協議委員會で協議される内容でも重要な内容だと思ふんですね。その場合に、いまのような答弁では私は非常に不満です。これは日本に返還をされる沖縄に對する基本的な姿勢として、国有地にしても県有地にしても町村有地にしても、とりわけ民有地についてはこの際返還と同時に民有地は全部個人に返せという基本的な姿勢で政府がアメリカと交渉すべきであると考えらるべきであります。占領下を解除されるわけでありまして、そういう姿勢で私は政府はアメリカにも申すべきではないかと思ふのであります。いま言われたように、ただ、今日の状態では実態把握をまずしなければならぬという、それはもちろん必要でありましよう。しかし、少なくとも、今日までの状態で実態の把握がすでに済み、そのあり方をどうするかという基本的な交渉がもうすすんで進められなければならない問題ではないかと思ふんです。しかも、その進められる基本的な方向としては、方針としては、とりわけ民有地について所有者にこれは直ちに返還後は返すべきである、こういう姿勢で政府は私は交渉してしかるべきだと思ふのでありますけれども、そういう姿勢をお持ちであるのかどうか、これは、いまおいては、これは、まあ、あなたの立場としていいのかわかりませんが、これは、もし悪ければ、また責任のある方々を呼んでお尋ねをしたいと思ふのですが、どうですか。

〔理事山本茂一郎君退席、委員長着席〕
○説明員(大河原良雄君) 沖縄復帰後には、先ほど長官が御答弁いたしておりますように、安保条約並びに地位協定が本土の場合と同様に沖縄にも適用になるわけでございますけれども、政府といたしましては、日米安保条約の目的に照らして必要な基地は、施設・区域として地位協定に基づいて米側に提供いたしますとともに、不要不急の基地はこれを整理統合するといふ、本土におけると同じ考え方のもとにこの問題に取り組んでいく考えでございます。

○達田龍彦君 まあ、いまの答弁は非常に大ざっぱな答弁で、私の回答にはなっていないのでありますけれども、私は、いま申し上げたような考えでひとつ日本政府としても、とりわけ外務省は御検討をいただいて、そして、そういう方向で問題が解決するように、しかも、いま沖縄の人々は、その意味で非常に不満を持っているわけでありますから、日本政府の今後の軍事基地に対する基本的な姿勢というものは、県民に与える影響も非常に大きいのでありますから、ひとつ、なるほど日本政府は沖縄県民のことを考えて交渉に当たっておるといふように理解できるように姿勢を堅持して交渉に当たってもらいたいと思うのであります。

時間もございせんので、あと一点質問をして私は終わりたいと思っておりますけれども、北方問題については私は触れませんでした、もう一つ私は重要だと思ふのは、沖縄県が発足をしました場合に、対策庁の關係が問題になるのでありますけれども、まあ、大臣のお話では、開発庁とするのかそのままだと対策庁として残すのか、できれば開発庁として新たな観点で発足をしたい、という御意向のようでありまして、沖縄県が対策庁との關係というものをどういうふうに関連づけていくかというのがあると思ふのです。これは沖縄から特殊に開発庁が対策庁に残るわけでありまして、その場合の沖縄県との關係というものをどういうふうに調整していくのか、何か、対策庁ないしは開発庁として残すことは沖縄の開発を促進するために必要なようであるけれども、結果として、日本政府の中央官庁が沖縄全体をコントロールするための機構として役割を果たす面を、私は一つの側面として持つのではないかと思ふのであります。むしろ、沖縄といふものが、いま御承知のとおり、軍事基地をかかえて非常に革新的な長があり、その動向といふものがこの日米の關係にも大きく影響をするし、沖縄の軍事的な役割から考えてもたいへん重要な問題をかかえているだけに、私は、ある意

味では、その対策庁の役割というものが違つた方向で沖縄県をコントロールする側面を重点に持っていかなければならぬと思ふのであります。これはひとり私だけの懸念することではなくて、沖縄県民の中にもそういう気持ちが十分にあるのであります。したがって、こういう点について、純然たる行政機能として、連絡を密にしなから、経済あるいは社会の向上発展をはかるということだけならいいけれども、そのことを通じて、いま申し上げたように、沖縄県民の意思を、ある意味では中央官庁のコントロールによって規制あるいは統制をしていくような運営になることを非常に私は懸念するわけでありまして、そういう点の問題について政府内において論議がされておるのかどうか、それから、そういう点について全く懸念がないという行政機構であるのかどうか、私どもまだその点の研究が不足をいたしておりますけれども、そういう点について政府で今日まで議論があつておるのかどうか、お尋ねをしておきたいと思ふのであります。

○國務大臣(山中貞則君) 沖縄の人たちの期待されたいものはつくりたいと思ふし、つくる意思もありません。沖縄の人たちが、復帰の時点を以後対策庁に要らない、開発庁に要らないと思ふならば、それはつくるべきではないと思ふます。その際には、奄美大島が前期十年の復興計画、後期十年の復興計画、計二十年の離島振興法よりさらに上積みされた高率補助の予算計画をもつて今日までまいっておりますから、おそらくそういうことにはかならないのであらうと考えますが、現地の人々が、おれたちを開発庁なり対策庁で押さえるつもりか、そんなものは反対だと思ふし、やるなら、われわれ、現在の政府内において沖縄の人々の欲しないものを押しつけるという者はおきませんから、当然そういうものはつくりたくないということになります。

○小林武君 この法案の二ページの第三条の「北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図る」と、こう書いてありますが、「北方領土問題その他北方地域」に限ると、こういった場合には、「北方領土問題その他北方地域」というのは、ちよつとこのところ、読み取るにはつきりしないんですが、この点はどうですか。

○國務大臣(山中貞則君) 「北方領土問題」は、文字どおり、少なくとも最低、国後、択捉以南の諸島については、いかなる歴史上の立場から、文獻からも、日本民族以外に居住していたことの立証のない地域でありますから、「固有の領土」という概念でおりますので、その他の、まだ帰属のはつきりしない放棄された地域と区分されまして、それらの地域に対する北方領土の日本への帰属の問題を表明しておるわけでございます。しかしながら、これは対策庁自体が独立してこれを解決できることの不可能であることはもちろんのことでありまして、そういうことに関する事務をつかさどるわけでございます。その他の問題は、旧それらの領域の地域に住んでおられた方々の、いろいろな福利厚生あるいは金融措置その他について、北方協会、北方領土問題対策協会等を通じて行なわれる諸種の援護対策の内容を表明しておるものでございます。

○小林武君 ちよつといふところ、まだはつきりしないんですが、こういうことですか、「北方領土問題」と言つた場合にはこれは「その他北方地域(政令に定める地域)」は、政令に定められた地域が「北方」で「その他北方地域」と、こういうことになりますね。そうすると、それは「固有の領土」という意味、そういうことですか。そうすると、上の「北方問題」というのは、そういう固有の領土に関する諸問題、そういうことですか、この場合。

○國務大臣(山中貞則君) 固有の領土に関する問題を一応北方領土問題と考へており、「その他の地域」については、これは国際法上明らかに帰属が定められたものと断定しがたい地域と、私ども、日本としては考へておりますが、事実上は厳然としてソ連の支配するところでございますので、実際上は、やはり帰属の明確でない地域は含

んでいくことはむずかしいかと考へている次第でございます。

○小林武君 何だかこれはどうもつきりしないんですが、いふゆる成田・佐藤論議まで行かないけれども、成田質問に対する総理の答弁の中で、かなり激しい感情的なやりとりだと、私も、やりとりというよりも、答弁があつた、こゝろ見ているんですが、その際、やはり考へ方に二つの問題があると思ふますね。千島という一総括して戦前にわれわれが「千島」と言つたという領土の問題を質問して、そうしてこれに対して、いま言ひゆる固有の領土と稱する領土のことを佐藤総理が答弁した。この食い違いが、成田委員長に対して、歴史を知らないにもほどがある、こゝろいふお答があつた。これは単なる笑話ではなくて、北方問題を議論する場合にはなかなか重要な問題だと思ふのであります。そういう意味でお尋ねしているのですが、私が読んだときにちよつと、「北方領土問題」といふのと、「その他北方地域(政令に定める地域)」といふものは違ふことなのか、こゝろ考へたものですから質問したわけですか。これについて外務省のほうの見解をちよつと。あるいは特選局長でもけつこつですか。

○政府委員(山野幸吉君) これはいま総務長官から御答弁ございましたように、「北方領土問題」は、わが固有の領土の返還問題をさしてありますし、それから、「その他北方地域」に関する諸問題」といふ場合の「北方地域」につきましては、「北方地域」に関する諸問題、主として、これも長官の答弁にありましたように、内政の問題でございますが、その場合の「北方地域」は、現在総理府設置法三条に基づきまして範圍を定めております。それは、「北方地域は、齒舞群島、色丹島、国後島、択捉島及び内閣総理大臣が定めるその他の北方の地域とする」と、こゝろなつておりますが、これは、この当時——昭和三十四年の当時出た政令でございますが、まあ、諸般の

国際情勢等を考慮した上、その他内閣総理大臣が定める地域と、こういうものが入ったわけでございますが、現実には、この固有の領土四島そのものでございまして、また、そういう地域を指定する意思も現在政府にないわけでございます。

○小林武君 そうすると、固有の領土でなかったと思われるものは、それより北の島々、それから樺太の問題も入るわけですが、その間における旧帝政ロシアと日本との関係における問題等を考えますと、その点についてはどんな見解を持っていますか。

○政府委員(山野幸吉君) 私どもがこの法律の対象に「北方領土問題」あるいは「北方地域」と申しますのは、あくまでわが国の歯舞、色丹、国後、択捉——北方の固有の領土、それ以外の平和条約等で権利、権原を放棄した地域は含んでおりません。

○小林武君 これは外務省のほうにお尋ねするのですが、国際法上、「放棄」というのはどういうことになりますか。いわゆる「領域の変更」ということに対して「放棄」というのはどういふことですか。

○政府委員(有田主輔君) 平和条約二条(ロ)ですが、この北方地域について、樺太それからキューライルについて放棄するという趣旨は、その部分について一切の権利、権原を放棄するという意味であります。ですから、権利、権原があるということとその後の時点において主張しないという趣旨であります。

○小林武君 これは放棄したところは少なくともどこかに帰属するということになるのだと思うのです。それはそういう見方もあるし、何か「放棄」ということになれば、それをどっかに投げてしまつて、だれにも帰属しないところの土地のようにも理解できるが、普通、国際法上の「領域の変更」という場合には、そういうことがちよつとあまり常識的な議論の中にはないと思うのだが、これはどうですか。

○政府委員(有田主輔君) ただいま日本に対する関係で申しますと、日本側から見ますと、権利、権原を一切放棄するというかっこうになっておりますが、サンフランシスコ平和条約は多数国間の条約でございますので、その帰属をどう定めるかはその他の関係国が決定し得る問題である、このように考えております。

○小林武君 日本の場合で言へば、放棄ということとは、これはもう一切、今後これについて返還を求めるとか、わが領土であったから国民の要望があれば返すものだからという希望を持たないということになりますか、放棄の場合。

○政府委員(有田主輔君) サンフランシスコ平和条約を署名した時点におきまして、日本側としては樺太それからわが国の歯舞、色丹、キューライルについては権利、権原を放棄して、その後において何らの主張も行なわないと、このように決定し、また約束しておる次第でございます。

○小林武君 そうすると、今後北方領土というのに関して国民の世論を固めるといふ場合には、いわゆる政府の言う「固有の領土」以外のところについてはいまの政府は発言しない、こういうふうに理解してよろしいですか。

○政府委員(有田主輔君) お答えいたします。政府の統一見解は、固有の領土は国後、択捉、歯舞、色丹であると、歯舞、色丹については日ソ共同宣言において一応の言及がございますが、国後、択捉についてはまだ対ソ折衝中でございます。まして、これらの地域をわれわれとしてはソ連に對して返還を要求していく、このように考えております。

○小林武君 あのね、聞いているのは、放棄したもののについては返還を求めるといふことではないのです。と、こゝろ聞いています。

○政府委員(有田主輔君) そのように考えておりません。

すよ。わからないから聞いている。われわれが、まあ、とにかくこういふ目で、「領域の変更」ということを国際法上やつた場合にはいろいろな方法がある。幾つかの方法がある。しかし、放棄ということになるかどうかということになるのだらう。放棄というのには投げ捨てることですからね。投げ捨てたものに対して、一体、それを講和条約の中で決定した、調印した、批准したということになった場合に、少なくとも国際的な慣例からいって、そのことに再び返してこれと云うことを言えませんがどうかというのを聞いています。あなたも、言えますというふうなことを言っているのだが、どうですか。

○政府委員(有田主輔君) ただいまことは足りませんで注意されましたが、それは返還を求めない、そのようなことはできないということでございます。日本側としてはサンフランシスコ平和条約で権利、権原を放棄しておりますので、それをまたあらためて取り戻すというふうな発言はできないということでございます。

○小林武君 そうしますと、「固有の領土」といふのはこれはどういう意味でしょう。固有の領土からは離れた地域というものは、これは日本が発言権がないという立場で放棄したのだと思ふけれども、その見解はどうですか。

○政府委員(有田主輔君) 「固有の領土」と申しますのは、特に法律的な定義はないかと思ふますが、われわれの申しております「固有の領土」といふのは、あらゆる時点において外国の支配下になかった、常に日本の支配下にあった地域と、こういう意味で申しております。したがって、よく言われます一八五五年の日魯通好条約におきまして、これはロシアと日本側との間の千島の境界線を定めた条約であります。得撫島以北の十八島というのを千島の区域、キューライルの区域として申しております。また、それに至る歴史的な過程におきましても、ロシア側の支配はこの地域には及んでおりませんでした。得撫までは帝政ロシアの支配下にあった。こういう意味で、

いかなる観点からも常に日本側の支配下にあった。このような意味で「固有の領土」、このように理解しております。

○小林武君 私は北海道の人間ですから、多少それについては見解も持っているわけですが、あなたのおっしゃることだとすると、カムチャッカのほうから十八の島というのは、元来日本が持っている島である、それは旧帝政ロシアがそれを占有していたものだ、彼らの領土であるという見解に立っていまの条約をあげられたわけですか。歴史的にそういう証明がどういふふうにつくわけですか。少なくとも十七世紀の間には、両方の間でその問題についてやり合っていますわね。

○政府委員(有田主輔君) 私どもの理解しているところでは、幕府当時におきましても、ロシアの東方経営、また千島からの南下と、いろいろ接触がありました。それから、その辺までが接点でございます。それから、いろいろ交渉はありました。しかし、国後、択捉それから得撫、その辺までが接点でございます。いまは、常にかこの国後、択捉に至るところまでは日本側の勢力圏として確保しております。ロシア側の確立した権力が及んだというふうなことはなかったように理解しております。

○小林武君 まあ、そのことについては歴史的なこと、いろいろ議論する必要もないことですが、まあやめますけれどもね。その条約はわれわれもよく知っているのです。そこで、その条約の中に、樺太の南半分というものは、条約の第何条ですか、二条でしたか、ありましたか、ちよつといま記憶していませんが、これは難居地になつております。その場合に、南というの、それは南樺太というの、難居地になつたが、それは一体その場合は何ですか。それについてはなおその後幕府との間にかのやとりをやつて、外交交渉をやつていきます。その場合はどういふことになりますか。その条約というものを非常に強くあなたが主張する場合には、その南半分というのはどういうことになりますか。

○小林武君　日露和親条約の第二条というのがありますわね。そうしてその際の妥協の産物は「日本と露西亞國との境エトロフ島とウルップ島との間に有べし。」と、そういうことが書いてあつて、「カラフト島に至りては日本國と露西亞國との間に於て界を分たず是迄仕來の通たるべし」と、こゝういふ第二条がある。私の考えならば、固有の領土、固有の領土というやうなことを、この条約に従つて、これは愛知外務大臣も國會の中で答弁されておる。速記録に載つておることですから、私もよく読んでいます。しかし、その場合には、その条約を非常に基準として考える場合には、一体その後半の樺太の問題と、この條約をどう理解するかということが出てくるわけですわね。非常に「固有の領土」ということを強調いたしておられますから、「固有の領土」を強調して放棄するということ、この條約が起こつていくわけですから、その点についてのはっきりした見解というのがなきゃならないと思ふ。私は、領土といふものは、狭からうがどこにあろうが、重要なものだといふことは、これはお互いのどの國にも共通した考え方ですからね。ソ連と中國との間の長い歴史の中における國境問題といふものも深刻な問題だといふこと、こゝう考えましたときに、放棄といふ事態はなかなか重大なことだと思ふ。その放棄を宣言するといふことについて、あなたたち政府の見解は、日露和親條約といふところに一つの基点を置いてものを考へてゐるということになりますから、それで私はいまのやうな質問をしてゐるんですが、どうも質問の趣旨、わかりませんか。

○政府委員(有田圭輔君)　先ほどからのお尋ねに

維新地、両方の混淆する場所だということをこの和親条約の第二条にそう認めている。そうでしょう。そういうことを、今度は樺太との交換条約の中、南のほうまで樺太をロシアが領有するということ、そういう決定があつて、千島全体が日本の領有になつたと、こういうことでしょう。だから、その際の、両国の固有の領土というものは、かなり幅のあるものだと思ふんですよ、これは。ロシアの固有の領土とも言えないでしよ、それは。「固有の領土」といつた場合には、択捉から、いわゆる政令に言われているような島が固有の領土と断言できないのじゃないですか。そこらはどうですか。

○政府委員(有田圭輔君) 「固有の領土」と申し上げます、つまり、法律的な定義はございませう。したがいまし、われわれ政府がこれまで「固有の領土」としていろいろ御説明申し上げているその「固有の領土」という趣旨は、先ほど来御説明申し上げましたように、いつの時点においてもその点について——領有について争ひのなかつた土地と、このような意味で申し上げている次第でございします。蘭舞、色丹については、これはいろいろな意味から言ひましても、北海道の一部というふうな理解されております。国後、択捉についてこれがどういうことかということで、われわれの御説明と、そうしてこの和親条約というものの言及しております次第でございします。樺太につきましては、これは先ほど来先生御指摘のとおり、混淆の地という中間的な地位を与えられて、一つの日ソ間の話し合いと申します。これが、交換条約によつて、そういう問題点をなくすために交換条約によつて、そういう問題点をなくすために交換されて、ステータスはつきりしたというふうな理解しております。その後、日露間の戦争によりまして樺太が日本側のものになつたと、このよううな歴史的背景でございします。あくまでも、「固有の領土」というものの字句の説明におきましては、われわれが申し上げておりますような意味では、「固有の領土」という字句を使つてゐるというふう

【衆議院】

でいるとか、全部千島の場合は返されましたからね。いわゆる旧千島とわれわれが言っておったところからは全部追返されたというのか、本土に移っちゃった。しかし、それが人間がいけないという事、これはやはり一つのそれは原因だともいえます。しかし、それだけだろうかという事です。どうして一体沖縄が全国的な、全日本的な問題になったか。これはやはり北方の問題を政府が取り上げる場合には私はもっと深められなければならないと思うのですが、それだけのことでしょうか。私は、一つにはやはり「固有の領土」というものの考え方、われわれが北方領土をひとつ返還を求めるとききの領域の問題と関係が一つあると思うのです。

○国務大臣(山中貞則君) それも否定できない要素であらうと思ひますし、また、幾ら折衝してみても、公的にも半公的にも接触を持ってみても、がんとしてそのような事実の存在することを認めない国家が相手であるということもありますし、また、しかも、そのような前提の上で、どしどし洋上で逮捕して抑留するというような一方的な強大国家権力の行使が行なわれております。先般のソ連から要人が日本に來られました際、万博の機会に日本側から友好ムードとして抑留者を釈放してくれということを経済的に頼んだところ、よく調べてみるということでしたけれども、それがあれだけの長い抑留期間明確にされていなかったにかかわらず、簡単に返してくれたという意味では、ある意味で、どうもわかりにくい相手であるという感じもいたします。いま言われたような点、あるいは私が特に申しましたような点、いろいろな点であきらめムードのものになってはならない基本的な問題がすなわち領土の問題であるのだという事を、私たちは粘り強く、しかも不断の努力をする必要が政府にもある、そういうふうに認識しておる次第でございます。

○小林武君 まあ私は、沖縄の問題が全国民的な問題になったというよりも、アジア全体の問題になった。アジアの平和という問題、さらには、

もっと発展して、核戦争に対する脅威というよりなもの、やはり沖縄の問題を中心にして、世界に起こりつつあるという事は、これは日米関係から起こる問題である。私は、このことが、少なくとも政府よりか、むしろ沖縄の人たちが本気になってこれについて運動を起こしたということだと思ふのです。その重要性をとらえないという事は、私は、やはり北方と沖縄の問題を取り上げる場合には、今後北方問題をどう発展展開させるかということの上においても重要なことだと思ふのです。

時間の関係もありますから、ひとつ先に進めさせていただきます。そういふものの方をしますというのと、前回のときに外務大臣と私とやりとりをやったのですけれども、沖縄を返してもらったという事は、たいへんものわりのいいアメリカが返してくれたと、こういうふうにいふの長官の御答弁だとなつて、私は、そうばかりは言われたいのではないかと議論を、質問を外務大臣にしました。それはナショナル・プレス・クラブにおけるところの佐藤総理の演説の中には、アメリカと全く同じ利益の立場に立つのだ、アメリカの極東におけるところの果たすべき役割について全面的な協力をするのだという事の保証、もしこの保証を日本がけつた場合においては沖縄は返ってきたであろうかという質問をしたわけですが、これについては、どうもやりとりやつただけでさっぱり私の思うことを答えてくれなかつたけれども、私は何も賛成してくれと言ふのじゃない。賛成してくれと言ふのじゃないけれども、いわゆる今度の共同声明の中に盛り込まれている四項目の五項目あるけれども、その全般に流れているものは、沖縄を返す条件というのについて日本は保証した、そういう条件の保証があつたから沖縄はアメリカが安心して返せるという状況になつたのだと、こゝろ見ておる。いま北方領土を返す場合においても同じことが言われるのではないかと、私の考え方があつたわけですが、どういふ保証をするのか。いわゆるあなたたちの言う北方領土だけ

を、「固有の領土」だけを返すにしても、返しても安心だというより条件をこれからあなたたちは調査研究するのだから知らぬけれども、それらについてどんなお考えを持っておられるのか、これをお伺いしたい。

○国務大臣(山中貞則君) 私は、外交防衛の分野を除く沖縄の県民の人々の復帰あるいは復帰まで、あるいは復帰後の未来について全力を傾けてもつぱら専守防衛いたしておりますが、しかし沖縄は、サンフランシスコ講和条約でアメリカが信託統治にゆだねるまでの間の立法、司法、行政の全権を行使するという事になっておるわけですから、信託統治といふことから逆に考えると、日本が独立してしまつたあとは、独立国家の明確な領土の一部を信託統治に付することは、国連加盟国になつた日本に対しては、ちよつと理論的にも国際法上も、目的としては果たし得ない領土の価値を持つてきたと思ひます。そういうことで、いま小林さんの言われるような見方も成り立つかもしれない。しかし、それについては私、反論する意思もありませんが、そういう意味では、やはりアメリカとしては国際的な自分の考え方というものを自分なりにそういう環境も静かに考えたさいは私はあろうと思ひます。また、百万になんかとする周辺の住民の協力なくして、いかなる強力な——これは強い力の意味の強力であるが——基地も機能を果たし得ないという現実の前には、私は決してこれを目をつぶることはできないだらうと思ふのです。しかし、戦略的な価値と言へば、現在の南千島に原子力潜水艦の太平洋全体をにらむ基地があるのかどうか、そことも、住民がいらないだけに、軍事基地と住民とのトラブルという問題は判明いたしがたい要素もございまして、もうものの要素はあつたと思ひます。あるいはそのような見方も成り立つかもしれないと思ひますが、この段階では完全な本土並みであつて、極東の戦略的なキーストーンとしての核装備等も撤去するのだということであるならば、この際は一応のある意味の最大公約数の上

に立つたものであると私としてはすなおに受け取つて、もつぱら専守防衛、自分の任務を遂行することに努力したいと思ひます。

○小林武君 まあ、大臣の所管のことから言えばそうだと思ふのです。国務大臣だからね。またいろいろな点についても考えなきやならぬはずですが、閣内では統一をされた見解もあると思ひます。しかし、そのことをいま議論しようとは思ひません。ただ私は、何といつても、アメリカに安心を与えるということが沖縄を返したという条件だと思ふ。その証拠に、どうですか、それはたつた二人の議員だといふけれども、アメリカの共和党と民主党の議員が日本の軍国主義化といふあれを出したり、あるいは上院においては、従来はこの沖縄の返還の問題についてはかからなかつたといふようなそういうあれだつたが、議院に承認を求めるといふような要求が出てきている。その求めるというその理由は、日本への施政権返還に伴うアメリカの不安といふようなもの、そういうものが主たる原因であるといふことはこれは新聞にもよく書いてある。こういうことを考えますと、單なるきれいな話では国際間の話なんといふのは進むわけではないわけですから、私はそういうことを言つておるわけですが、だから、北方領土の問題についても同様なことを考えない場合には、いかに議論をどうしようかと実効的がある結論というものは出てこないのではないかと、私の主張です。それに対して政府は一体どういふあれを持っていますのか。これは政府の責任です。そこで最後に一つだけ外務省のほうにお伺いいたしますけれども、愛知さんがコスイギン首相との間の北方領土に関する交渉といふことが、話し合いを持ったときに、資料を十分整備して行つたというが、どういふ資料を出して説得をはかつたのか、あるいは交渉をはかつたのか。また、その際に、問題は片づいておるという事の主張は一体どういふ観点からなされたのか。大臣はいないけれども、お答えできるならしてもらいたい。

○政府委員(有田主輔君) 昨年九月に愛知大臣が

モスクワに参りまして、その際コスイギンそれからグルムイコ外相に会しまして、この北方領土問題についてコスイギンに要請をいたしました。その当時愛知大臣からもいろいろ御説明申し上げましたように、先ほど来の御説明の過程で出てまいりましたいろいろな論点も含めてコスイギンに説明したわけでありまして、ソ連側は、これは直截に、その問題が一連の国際取りきめで解決済みだ、このようにおっしゃるでして、しかし、この第二次大戦の際にはソ連側としても非常に大きな損害をこうむったと、そこでこの第二次大戦の結果定まったこの国境というものを、一つを動かせばほかに波及するということが適当でない、この現時点でこの問題に触れるということは適当でない、と考えると、このような説明がありました。で、通訳を入れての会談でございまして、時間の制約もございまして、また、向こう側から、解決済みというふうなことで、いろいろな条約その他取りきめを引用するということもなかったもので、それから、われわれのほうから、われわれの根拠として考える点を説明したわけで、一々のその取りきめについての議論の応酬というところはございせん。御承知のように、この日ソ共同宣言を締結するに至ります過程におきまして、われわれとしても平和条約をつくらうということで努力したわけでございます。したがって、その当時のソ連側との交渉におきましては、各種の取りきめその他について詳細な議論の応酬がございましたので、ソ連側の立場、あるいは日本側の立場のソ連側の理解というものは双方で十分わかつていて、このように考えております。

○小林武君 その問題については最後に一つだけ確認をいたしますけれども、そうすると、政府といたしましては、将来、いわゆる「固有の領土」と言っているところの返還を求めるといふこのことだけにどまらず、千島をも、全体をも返してもらうべきだという、そういう進め方、北方領土の問題の進展のさせ方というものは全然ないと、こ

う理解してよろしいですね。

○政府委員(有田主輔君) そのとおりであります。対ソ折衝におきましては、この「固有の領土」ということで、共同宣言に言及されている歯舞、色丹に加え、国後、択捉のこの二島を強力にソ連側に対して返すようにいふことを今後とも対ソ折衝の過程において進めていくつもりでございます。

○小林武君 文部省にお尋ねいたしますが、なお、この点について総理府総務長官からも御意見があったら承りたいわけですが、まあ返還になった場合、文部省もおそらく各省庁の連絡会議に参加して、文教の問題について、返還にあたってですね、沖縄の教育、これは幼児教育から大学教育まで含めて当面やらなければならぬこと、あるいは何年かの計画のもとで充実強化しなければならぬというふうな問題点があったらひとつそれをあげてもらいたい。

○政府委員(安嶋彌君) 沖縄返還に伴う問題点でございまして、これは御承知のとおり、沖縄の教育制度、これはほぼ本土と同様でございまして、基本的には問題は比較的少ないかと思っておりますが、しかし、多少ではございまして、本土と相違する点の措置の問題、それから、制度が同じでございまして、物的その他教育水準にかなりの格差がございまして、そうしたものを、復帰に際しまして、どう円滑に本土の行政のワクの中に入れていくかというところが問題になるわけでございます。もちろん、原則は本土の制度、水準がそのまま沖縄に及ぼされるということでございます。昭和二十七年以来各種の指導助言、あるいは援助を行なっているわけでございます。私も省内でいろいろ検討いたしております事項といたしましては、たとえば教員の定数の問題でございまして、あるいは学校の施設の問題、あるいは教材の整備の問題、それから政府立といたしまして、琉球大学、その他私立の大学、短大等がございまして、この内容が本土の設置基準等に比較いたしますとかなりの差があるというふうな問題、それか

ら、多少こまかい問題になるかもしれませんが、琉球育英会であるとか、あるいは学校給食会であるとか、そういった沖縄限りの特殊法人の扱いの問題でございまして、あるいは文化財保護の問題でございまして、指定の問題でございまして、そういった各般の問題があるわけでございますが、ただいま申し上げましたように、本土の制度、あるいは水準がそのままやかに沖縄に及ぶようない、そういう心組で準備をいたしたいと考えておりますが、復帰になりました後におきましても早急にそういう事態が実現できるように努力していきたいというふうに存じております。

○小林武君 長官にお伺いしたいのですが、本土に返る、返還される、復帰する場合にですね、私の考えでは、教育水準をどう高めるか。それはいま話のあったいろいろな物的条件もありますし、あるいは教職員の問題もあるでしょうし、さまざまな問題があるわけですが、その問題について、まあ何年か後には一五年の後か七十年の後にその水準に復するといふような、そういう財政的な取り扱いはするの、あるいは、それでなくて、かなり年限を縮めて、できるならばきわめて早い時期に本土並みの状況にまで持っていくという、こういうやり方をやるのか、二つあるとすれば、私はあとのほうが今回の復帰の場合には最も適当だと思ふけれども、長官の考え方はどうなのか、あるいは、文部省においてはそれについてどういいます方針を持っているのか、お答えを願いたい。

○国務大臣(山中貞則君) 私の考え方は、復帰までにおいても、教育のレベルにつきましては、措置し得るものはあろう限り本土のレベルにひとしきものにしなければならぬ義務を国家は負うと思ふ。どのような地域に、どのような職業で、どのような環境のもとに住もうとも、義務教育に関する限りはひとしき条件がなければならぬことは当然でございまして、そのために、立ちおくれている問題については全面的な本土並みというものをその他のものに先がけてやらなければ

ならない性格のものであると考えます。ただ、施設等につきましては、なかなか一年や二年で完全に本土並みの施設になり得るかどうかは問題のあるところでございます。それから、その他の問題については、もう可及的すみやかに本土並みの状態において、帰ってきた子供たちの条件は何ら本土の子供たちと変わらない環境に置く義務が政府にあると考えております。

○政府委員(安嶋彌君) まず、教員定数について御説明申し上げたいと思ふますが、御承知のとおり、本土におきましては、教職員定数と学級編制の標準につきまして第三次の五カ年計画が進行中でございまして、本土の場合は四十四年から四十八年までの五カ年計画といふことになっております。沖縄におきましては、これとは同様の年次計画がすでに立てられておまして、スタートは一年おくれしておまして四十五年からでございまして、目標年次は四十八年、したがって、沖縄の場合は四カ年計画で本土の第三次五カ年計画の目標を到達する、こういう計画でございまして、現在行なっております援助もそういう計画を前提にいたして積算をいたしておるわけでございます。復帰の時点におきまして、これは四十七年といたしますならば、ちょうど本土におきましても沖縄におきましても、その計画の途中ということでございまして、私もはおおむね本土並みの水準が確保できるというふうに考えております。

それから次に、関連をいたしまして教材費でございまして、教材費につきましては、本土におきましては四十二年からの十カ年計画を実施をいたしておるわけでございますが、沖縄におきましては、これまで本土とは同様の基準をもちまして、四十四年度から八カ年計画の基準を前提にいたしまして援助費等も組まれているわけでございます。それから、到達年度はこれまた本土の場合と沖縄の場合とは同様である。中間的にその復帰の時期が参るわけでございますが、その段階におきま

しては、これは多少のズレが出るかと思いますが、ほぼ同じ足並みで整備が行なわれるものと考えております。

それから、施設でございますが、本土におきましては、四十四年から四十八年にかけてはこの整備計画を立てておるわけでございますが、沖縄におきましてはこれが実は一年早くござっております。四十三年から四十七年ということになっておりまして、これまた現在の援助の積算もそれを前提にして行なわれているということでございます。それから、大体基本的にはほぼ同一の水準が実現をするというふうに思っております。

○小林武君 あと二点だけお尋ねいたしますが、一つは大学ですね、学部を新設するという問題。これは、沖縄のこれからの復興後のいろんな産業その他文化、政治、あらゆる面から見て、かなり特殊な配慮が必要だが、それについては検討がされたかどうか。現存の大学の学部と、さらにもっとこれについてふやさないかならぬというふうな計画があるのかどうか。ふやすとすれば一体どういふものがいふ必要なのか。これが一つある。

もう一つは、教員の免許状の問題については、これは弁護士の場合ならば一つの法律案が出て、そしてなかなか議論がありましたけれども、免許状の問題になるといふと、かなり共通していると思えますけれども、その免許状の切りかえにあたって何か困難な点があるのかどうか。あるとするならば一体どういふ対策をしているか。

それからもう一つ、沖縄の給与の問題ですね、賃金の問題についてはどういふことになっておるのか。あるいは切りかえによって年金その他についてどういふことになるのか、それらの点をお答え願います。

○政府委員(安嶋彌君) 沖縄の大学の問題でございますが、政府立といましては、御承知のとおり琉球大学とその附属の短期大学があるわけでございます。本土におきましては、二十四年に新制大学が発足をいたしました場合、当時各府県にございました国立の大学と高等学校、専門学校と

統合いたしましたして、一府県一大学という前提を立ててまいりましたわけでありまして、そうした従来の経過から考えますと、琉球大学をどう扱うかということもおのずから方向が出るような感じがするわけでございますが、現在の琉球大学の学部の内容は、御承知かと思いますが、法文学部、教育学部、理工学部、農学部、最近保健学部というものが設けられております。この最後の保健学部につきましては、沖縄の医療事情等が特に反映されてここの学部ができたというふうに考えております。いずれにいたしましても、国の本土の基準と比べました場合には、物的にも人的にも相当大きな格差がございまして、私どももいたしましてもやはりこれを埋めるということが先決であろうというふうに考えております。したがって、その復帰後、この琉球大学と申しますが、これにどういふ学部を新設するかということは、まだ検討の段階には至っておりません。いずれそういう時期が参りますならば、真剣に検討すべき課題であるというふうに考えております。

それから、沖縄の教員の免許制度の問題でございますが、御承知のとおり、沖縄におきましては免許法は昭和三十四年に当初のものができておりまして、この内容は本土のものと若干相違がございましたが、本年の三月改正になっておりまして、内容が本土と全く同様になったというふうに聞いております。したがって、この免許状を本土の免許状に切りかえることにつきましては私ども問題はなからうというふうに考えておりますが、しかし、まあ関連して申しますならば、沖縄における教員養成のあり方の問題でございますとか、あるいはこの切りかえた教員の研修の問題であるとか、いろいろあると思いますが、免許状自体につきましては切りかえにおそらく問題がないというふうに考えております。

それから、給与制度でございますが、これも御承知のことと思いますが、ほとんど本土の給与制度と同様でございますが、これをどういふふうに切りかえていくかということにつきましては、琉

球政府の部局が国の機関のものとなるというものがあろうかと思いますが、それから、一般の地方公務員がどういふふうに切りかえていけるかというところもあるかと思いますが、その辺、全体よくにらみ合わせまして、関係省庁とも十分連絡をとりながら善処をいたしていきたいというふうに考えております。給与制度の基本はそんなに違いませんからあまり問題はないかと思いますが、多少の出入りはあるようでございます。その辺のところは、ただいま申しましたように、国家公務員、地方公務員、一般のやり方等との関連もございまして、十分検討いたしてまいりたい。

それから、年金につきましては、これは昨年の七月から公立学校の教職員共済組合法が発足をいたしております。これも給付内容その他につきましてほとんど本土と同様でございますから格別問題は少ないかと思いますが、これまた国家公務員共済組合あるいは地方公務員共済組合その他も関連がございまして、不利な扱いにならないように、そういう考え方で対処してまいりたいというふうに考えております。

○小林武君 基本については、大体賃金の場合、心配がないと、こう言われたけれども、これは四十六都道府県のそれぞれの水準からいってたらどのくらいに入りますか、沖縄というのは。

○政府委員(安嶋彌君) 四十六都道府県のどの辺に位置づけられるかということにつきましては、ただいまちょっと資料を持ち合わせておりませんが、四十四年の四月現在の実態でございますが、これは文教局調査の資料、それから本土の実態をいたしましては四十四年五月の文部省初中局財務課の調査でございますが、給料だけを平均をいたしますと、この場合一ドル三百六十円ということと比較をいたしますと、沖縄の場合、小学校五万九千六百九十九円、本土がそれに対して六万五千六百円。それから中学校が、沖縄が五万三千三百九十六円、本土が六万五千四百四十四円ということでございます。小学校につきましてはほとんど近い額、中学につきましては沖縄のほうがかなり安い平均

給料になっておりますが、これは教員の資格、年齢構成その他による影響も大きいかと思えますけれども、この数字だけをもって高い低いという比較はできないかと思いますが、こういうことになっております。

○小林武君 高齢者が多いのじゃないの、沖縄の場合は。

○渋谷邦彦君 きょう防衛庁長官がお見えにならないのでありますので、いままでも何った問題を整理しまして、若干お尋ねをいたしたいと思っております。

初めに、琉球政府の行政機関についていろいろ検討いたしますと、申すまでもなく、国家的な機能と、あるいは府県のそうした行政機関的な性格を帯びたものと、両方混在しているような状況であります。これらについては、当然政府としても復帰直後のことを考えて、あるいは本省に吸収できるもの、あるいは明確に府県の機関として継続的に存置するもの、それをたて分けていらいしやるであろう、このように判断されるわけでありまして、考えてみますと、当然本省に吸収されなければならぬ部署が相当数にのぼるのではないかと、こういふふうに思いますが、それをどういふふうに整理されてこれからいけるのか。また、この問題については、各省がそれぞれの立場で具体的に検討されているであろう、こう思いますので、進捗状況がどうなっているか。また、それをチェックするところはどこなのか。総理府としてはそういう責任のある立場でありますので、当然総理府がおやりになっているであろうとは思いますが、その辺の状況について、まず長官の考え方を聞かせたい、こう思います。

○国務大臣(山中貞則君) これは、私どものほうで各省の意見を聞きながら今後調整していく立場にあると思っております。現在は、まだ琉球政府の職員としての職責のみがあるわけでございますので、これから逐次国政事務そのものの分離、県政事務分離、それから市町村で本来やるべき仕事もまたありますので、そういうものの分離等を相談いた

しながら、行政の仕分けをしつつ、復帰の時点において国家公務員、琉球沖縄県職員あるいは市町村職員というような区分けをしていかなければならぬかと考えます。

ただ、琉球政府の機構の中で、局長の特別職というのが、これがどうもやっかいでございまして、特別職でありますから、主席が民間の人をばつと登用することも可能であるわけでありましてけれども、実際上の行政のレベルでそれらの方々が国家公務員にそのまま移行することはなほ困難であらうと思ひます。琉球県という発足をいたしましたときの機構の中でどのように位置づけられるのか、それらのところはこれから議論の存するところだらうと思ひます。

さらに、現在の日本の制度の中にありますならば、それぞれの開発銀行、金融公庫をはじめとするいろいろな政府の金融機関等がありますが、現在では、沖縄の政府の特別会計というような形のままで、しかも、本土と違った形式の中に置かれておりますし、また、開発金融公庫等のごときは、これは民政府の所管するところとなっておりますので、これらの機構、機能、そういうものに就いて、人そのものの問題も、やはり単に現在の琉球政府職員のみに限らず仕分けをしていかなければならない点が出てくるだらうと考えます。

○渋谷邦彦君 いまの御答弁にもございましたように、これからの相当議論をかもし出すであらう、こういうことが予測されるわけでありまして、相当困難な条件というものは横たわっているのではないかと、これを非常に心配するわけでありまして、やはり行政機構というものの整備というものが、それが機能的に働くかどうか、これがやはり民生安定の上で相当なウエイトを持つということになりますれば、これは当然復帰前においても体制を整えて、復帰後直ちにいろいろな面での作業ができる、こうすることが当然望ましいことであるけれども、特に国税関係であるとか、あるいは法務関係であるとか、あるいは警察関係であるとか、これは当然本省の直属の祖先の

ようなそういう機関になるであらうというふうに推測されるわけでありまして、そうした場合には、いろいろなむずかしい点も配慮しつつ、離島といういろいろな特殊な地域等も十分考慮していく場合に、戦前の、いわゆる九州に本拠地を置いた出先という形にするのか、それとも、北海道方式のように、あくまでも出先は沖縄であるというような形をとるのか、そこあたりも当然考慮の対象になつていらつしやうと思ひますが、そういうものも含めてこれからの作業というものはたいへんだらうと、どんなスケジュールでこれから運ばれるか、そうした問題を含めてその辺をひとつお聞かせいただければ非常にありがたいと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) 先ほど達田委員にもお答えを申しましたとおり、復帰の時点を実際に踏まえる段階になりませんと、対策庁のままでこのまま移行していくのか、あるいは開発庁を設けるのか、これらの問題については明らかにしにくいと考えます。明瞭に立法、行政、司法の三権が日本政府のもとにゆだねられる年次というものをつかまなければならぬと考えますが、その他の問題はもう少しそれまでに、それぞれに国家公務員になるという人たちの心がまえの問題もありまして、自分はいやである、国家公務員になるならいならばやめようという人の中にはおられるかもしれないわけでありまして、一人一人の問題にも当然なるわけでありまして、この区分け作業というのは、なるべくすみやかに復帰に至る過程の中であらかじめ相談を進めていくべき事柄と判断いたしております。

○渋谷邦彦君 この問題についてはこれから鋭意検討が加えられて推進されるだらうと、こう思ひますので、この程度にしておきます。

次に、やはり当面する問題の一つに、人身事故に対する補償問題、これもしばしば、当委員会のみならず、いろいろな機会に論議されてきた問題でございまして、やはり現地沖縄県民の事直な希望としては、何としても賠償についての支払をして

もらいたい、こういう願いで一ぱいであるわけですが、ところが、特に講和前にあつての人身事故については当時の高等弁務官の好意によつていわけの補償というものが行なわれた。ところが、手続上どうしてもその期日に間に合なかつた人たちが相当数いるわけでありまして、琉球政府の記録によりまして、死亡が百六十件、それから負傷が百五十七件、請求金額が約六十万ドル、これがそのままになつておるわけですね。ところが、平和条約第十九条の規定に従つて、これはもう日本国民はあらゆる一切の請求権を放棄したのである、こういうたてまをとおつております関係上、しばしば高等弁務官と折衝しているにもかかわらず、これはもう不可能である、こういう回答が返つてきている、こういうふうになつては聞いていますわけなんです。もしそれが米国の公法に準拠した場合においてもこれは絶対に不可能である、こういうようなことが将来とも考えられた場合国として補償できないかということでありまして、この点はいかがでございましょうか。

【委員長退席、理事山本茂一郎君着席】
○国務大臣(山中貞則君) 国際的には日本の立場は明瞭になつておるわけでありまして、実際上講和前の補償の対象として取り残されておることが客観的に確認をされ、それが琉球政府その他の証明等のあるものであつて、なおかつ、アメリカ—現在の施政権者というものが講和前で大多数は処理をしたにもかかわらずそれが取り残されておることが明瞭であるという問題については、まだ実態等についても、よく私のほうも外務省等も把握していないようでございますが、これらの点も今後相談していかねばならぬことであると思ひます。たてまえ上は日本の姿勢というものはつきりしております。しかし、現実には、そのようなたてまえの中で、やむを得ず、自分の責任でなく取り残されておる人々というものの実態があります場合には、これからそれをどうしたらいいか—アメリカに向かつて相談していくべきか、してだめならば、日本国政府自体

が何か考えなければならぬものであるか、これらの点は今後もう少し議論していきたいと考えます。

○渋谷邦彦君 私がいまお尋ねした内容につきましては、おそらく総理府のほうにも琉球政府を通じて陳情なり請願なり、あるいは琉球政府というよりも法務局でございまして、このほうから出されておるかどうかわかりませんが、そのように私どもは理解していたつもりなんです、正式に政府に対してそういうような陳情はなかつたというところでございまして、現地のオーソライズされた機関において、間違ひなくこれは何とか補償の対象にしてもいい、こういうことを認めて限りにあつては、これは当然扱つていただきた。で、特に急いでいたきたいというそのわらひは、これは言うまでもなく、こうした人身事故にあつた方々の家庭生活の環境というものは、日本の本土内においても同じでございまして、非常に生活が苦しい。要するに、働き手もない、働くにしてもどうしようもない、そういうふうになつてもさつちもいかにいかに環境に置かれておるがゆゑに、何とかその救いの手を差し伸べられる方法はないものかということ、やはりせめてその賠償請求権というものの望みをかけて、こういうふうな思ひわけでありまして、それだけに、これだけはできるだけ時間を詰めていただまして、復帰前に解決のめどをつけていただくならば、これらの被害者はたいへんな恩恵を受けることになりはすまいかと、こう思ひますので、その辺のことを再度御見解を明らかにしていただきたい、こう思ひます。

○政府委員(山野幸吉君) 私どものほうへは、琉球政府のほうから正式なそういう要請書なり申請書は参つておりません。講和前人身障害未補償者連盟というところから、おそらくこれは琉球政府が公認した書類じゃないと思ひますが、そういうものは届いております。実は私どもとしましては、いま総務長官からお答えをいたしました、

この補償問題につきましては、一応千七百七十五万ドルの案の中で、当時のこの講和補償の連盟のほうで全責任を持たせまして、琉球政府と相談の上で解決、講和前はこれで全部済んだという、当時そういう報告を受けておりました、したがって、まだそういう問題が、御指摘になるようなそういう未補償のものが現在残っているということ、実は公式には聞いていないわけでごさいます。したがって、今後この補償の問題は米側に責任がある、あるいは日本側に責任がある——前回の委員会来いろいろ御討論あったところでごさいますので、十分今後実態を調査いたしまして今後検討していく問題である、それ以上のごさいますところ申し上げかねるわけでごさいます。

○渋谷邦彦君 関係資料があるのです、私の手元に。これは琉球政府から出された資料なんです、その中で「法務局関係」という項目の中に入っているのです。それは御存じないということ、考えられないということでもお尋ねをしたわけですが、それが正式であつたかどうかわかりませんけれども、正式でないにいたしまして、こうした文書の中に明確に示されている以上、「琉球政府」とこう書いてあるわけですから、再度御調査をいたしましてその御確認をしていただいて、それが正当のものであるかどうか、こちらあたりもあるいは政府としてもこれから御検討していただかなければならない問題があるかもしれない。しかし、これはなるほど当時の手続の上から不幸にその期日に間に合わなかった、そうしたことでこれらの人たちが不幸にも取り残されてしまったというのではあまりにもかわいそうでありまして、この問題については早くめどをつけていただければ、たいへんその被害にあわれた方々は喜ぶのではなからうかと、こう思いますので、この点、重ねて特選局のほうに御要望申し上げておきたい、こう思います。よろしゅうございませうか。

○政府委員(山野幸吉君) この資料の問題につきましては、いま申し上げましたように、琉球政府からは正式に琉球政府の資料はいただいております。この参議院の当委員会でも沖縄へ調査に参られたときに、関係団体あるいは琉球政府等から御要望があったように聞いております。なお、よくその事実の関係を十分把握してみたいと考えております。

○渋谷邦彦君 事実関係が明瞭になりましたならば、当然これに対する対策もお考えをいただきたがい。これは長官よろしゅうございませうか。

○理事山本茂一(郎君退席、委員長着席) 閣下、たてまえ論から申しますとたいへん困難な問題でございまして、これは日本政府の責任でやつたものでもなく、また一方的になされたものでもなく、相互に、アメリカも措置をとり日本側もその中に入つて措置をとりまして、そうして琉球政府も、被災者の代表と申します、それらの被害者の方々も、相互に中に入られて落着いたものという前提になっておりますので、公的にここでその際に取りこぼれがある、漏れているものがあるがどうするかというだけで、それらの人々もさらにさかのぼってすぐにかいたし、という答弁をいたすにはちよつとむずかしい問題があると思います、実態関係についていささしく調査をしてから政府の態度を相談したいと考えます。

○渋谷邦彦君 沖縄問題につきましてはこの程度にしておきたいと思ひますが、次に、北方関係に関する問題について、二、三お尋ねをしたいと思ひます。これは最初欧亜局長さんをお願いしたいと思ひます。

このところ、愛知外務大臣あるいは川島特使がソ連を訪問されました、その主たる目的は、いろいろございまして、しかし、日本国民として、年々念願でありました北方領土の返還については、もう今日まで何回となく会談を重ねて交渉に当たつておられます。しかし、そのつど、返還のめどはつかない、非常にその壁は厚過ぎるというよりな答へがね返つてきておられるわけ

でありますけれども、先ほども若干その問題について論議がかわされたようでごさいます、当局といたしまして、やはり将来ともに非常に壁が厚いかどうか、そしていままでの交渉過程を振り返つてみるまでもなく、これは絶望に近いのかどうか、その辺どういふふうに把握をされていらつしやるのか。そしてまた、今後に対していろいろな北方領土返還についての対策というものをどのように基本的にお立てになつていらつしやるのか、前にも私、こうしたことを外務大臣にお伺ひしたことがございまして、けれども、やはり、現在という新しい時点に立つてお答えをいただきたがい、こう思ひます。

○政府委員(有田主輔君) お答え申し上げます。率直に申し上げます、北方領土問題につきましては、従来機会あるごとにソ連政府に対して、これがわが国の国民的な要望である、また、いかなる観点からしても、わがほうに主張があるものである、また、日ソ共同宣言はできましたが、平和条約はまだ両国間にできていない、で、それは一にかかつて領土問題の未解決という点にあるのである、また、日ソ間はその他の点についてはきわめていい関係になりつつある、したがって、平和条約ができてないというのはいかにも不自然である、お互いによく反省をして、この問題を至急解決をはかりうじやないか、この際、ソ連側においてこの点を認めて、率直に国後、択捉も返すようにしてほしいということを言つております。私はこの場で、壁が厚い、あるいはこれに悲観しておるというよりなことは申し上げません。私としては、このようないま正し立場はいつかはやはりソ連政府当局もまたソ連の国民も理解してくれものと信じております。したがって、引き続きいろいろな皆さの御支援をいただきまして、強力にソ連を折衝を進めていきたいと考えております。また、この領土問題につきまして、これは解決済みというよりな説明が当初からいろいろございまして、そのほかにもいろいろな説明がございまして、しかし、だからといってわれわれはこ

れに対して悲観をする必要はないのではないかと存じます。これはやはり日ソの両国間関係の全般的な観点に立つて解決されていくべき問題でありますと思ひますし、これが日ソの両国間にプラスになるということは、いつかはソ連側が正しく理解してくれと信じております。

○渋谷邦彦君 ことばじりをつかまえて申し上げるわけではございせんけれども、「いつかは」ということはたいへん気の長い話かもしれませう、あるいは百年先か二百年先かという、うがつて言へばそういうことにもなりかねない。いままでは、これも御承知のとおり、戦争によって奪われた領土というものは戦争によって取り返す以外には方法がない、あるいはまた、沖縄の返還というものは、これは特殊の中の特殊の例に属するのだということが言われてまいりました。したがって、いま申し上げたような議論というものは当然はい、として起つてきておるわけでごさいますけれども、いま局長がおっしゃられた、これからの日ソ交渉の推移いかんによつては決して不可能なことではないのだ、この可能性というものは十分残されておるというふうに御答弁されたように記憶をいたしておりますが、そこで、その可能性を裏づける背景というものは一体何か。これは文化交流、経済交流等もございませう。具体的にさうしたことを踏まえてのお話だろつと思つたのでございませうけれども、一がいにとこれとこれとこれとというぐあい、あるいはやるのだということもあつたか、あるいはこれは十分承知しておりますけれども、当局といたしまして、従来のいろいろな苦い経験、また新しい経験に基づいて、今後どういふうなところ、基本的な考え方を置いてます突破口を開くというための交渉を機会あるごとにされるおつもりなのかどうか、その辺のアウトラインだけでもつこうですかとお聞かせ願ひたい。

○政府委員(有田主輔君) このソ連の対日態度と申しますのは、御承知のように、これはここ数年來、やはり日本との間に友好親善関係を保つていきたいということであるように私も了解してお

ります。これはソ連政府の最高部の決定であるというふうに信じております。したがって、各方面におきまして、経済関係におきましても、またその他の交流におきましても、また、最近におきましては、いわゆるシベリア上空の開放ということがございまして、わが国の飛行機で、わが国の乗員で、これは東京—モスクワ・ビヨンドということで飛行を実施しております。これはこの交渉の際におきましても、ソ連側はやはり日ソ間の交流を深めていきたいというふうな点から政治的決定をしたというふうにわれわれは理解しております。したがって、この日本とソ連との間の関係をいい関係に保っていくことは、私どもとしてはソ連政府の基本方針であるというふうに考えております。したがって、もしそのような前提に立つならば、いままでのようにいろいろなプラスの面は出てきております。しかし、事ごとくにソ連政府に対して私ども申しておりますことは、われわれ決してこれに満足していない、非常なマイナスの面がある、それはなげか、これは北方領土問題である。また、そのほかいろいろな過去に問題がございました。しかし、それはすでに解決した問題である、しかし、残っております問題は、現実北方領土の問題がある、したがって、われわれがソ連に対して抱いておる感情というものはおのずからそこに問題があるのである、この問題を解決しない以上、これはやはりわだかまりというものがあつて、いろいろな問題の進展をばむ原因になるのである、また、その領土問題があるから、また安全操業の問題もあり、またその他の問題も生じてくる、したがって、われわれが現在考えなければならぬ問題は、このマイナスの面をいかにしてなくすか、われわれとしては話し合いによって一歩一歩これに近づけたい、北方領土問題についてはわれわれとしてはこう考える、したがって、ソ連の最高首脳部においても十分その点を考慮してほしい。これはいわゆる経済関係におきましての貿易量を幾らにするとか、あるいは漁業交渉における漁獲量を幾らにするというふう

うなこれはバーゲンの問題ではございません。これは基本的な姿勢の問題であり、両国がどのようその関係を考えるかという基本問題につながる問題であるというところでソ連側に説明し、また、今後とも説明していくつもりでございします。したがって、これは、先ほど私、「いつかは」と申し上げて、非常に気の長い話ではないかというふうなお話もございましたが、私どもとしては必ずしもそのように考えておりません。われわれの目標としたしましては、なるべくすみやかな時期にこのような時代を招来したいと、このように考えております。

○渋谷邦彦君 その問題に関連してもう一点だけお聞きしておきたいと思うのですが、いままで日本政府、相当な努力をされてこられたと思ひます。しかし、なかなかそれが思うようにいかなかった。けれども、どうやらその見通しも来てないわけでもない。ならば、いままでこのソ連の最高指導層が判断している日本に対するいろいろな理解の中には、やはり軍事的な背景というものが、いわゆる日米安全保障条約を軸にしたそういう軍事的な背景というものが、いままで残っているのじゃないかというところが一つ、それから、しばらく前に、シベリア開発のために日本からのプラント輸出の要請があつた。けれども、日本の企業側においては、へたにシベリア開発にプラント輸出をした場合、日本の産業界が重大な脅威を受けるような状態になりかねないということ、えんき、よくに断つたといふききつを聞いております。こうしたことがやはりソ連の不信につながつて、今日までその折衝が思うようにいかなかったというふうな原因にもなつてゐるのじゃないだろうか。まあ、そのほかにもいろいろな、歴史的にさかのほれば、日露戦争あたりからというふうなことも考えられるでしようけれども、現在の時点においては、そういうような当面した問題が介在しておるがゆえに思うように交渉というものが進んでいないのじゃないかというふうに見られる場合が

ございしますけれども、その辺はいかがでございしようか。

○政府委員(有田主輔君) これはソ連の各新聞に出ます対日論調というものをいろいろ集めてみますと、遺憾ながら、やはり日本に対する当たらざる非難、イデオロギー的な非難というものが引き続き存在することは事実でございします。しかしながら、これは御承知のように、一九六〇年の初頭におきましては、安保条約云々というところで非常に日本をそりいう新聞の場面において攻撃しますと同時に、政府に対しても直接ノートをもちつていろいろ申し立てました時代がございします。その後におきましては、ベトナム問題というところでまたいろいろ非難がございしました。しかし、私の記憶するところでは、過去一兩年の間はこのような政府のレベルにおける非難というものはございしません。新聞論調においては引き続きそういう非難はございしますが、そういう点においてはソ連の対日姿勢というものは緩和されてゐる。また、御承知のように、ソ連の日本に対する接触というものは非常に幅の広いものでございします。招待というものも各階層に来ております。したがって、いままで、そういう点においても、ソ連側といたしましては、この現実の日本の立場に立つてその上で対等に交渉するという立場をはっきり認識してきております。

りまして、これによってソ連側から政治的な制約を受けるというふうな危険というものは、一応、かなり少ないのではないかと、むしろ問題は、延べ払いとかあるいは金融条件について、これがわれわれの現在における能力の限界を越えたものであると、これはなかなか話が進まないというふうな点が実態であると存じます。

○渋谷邦彦君 いまお伺いしたお話を承るにつけて、意外に思ひますことは、比較的最近の前向きに日ソ間が進んでいること、にもかかわらず、漁業交渉に至つてはこれはいつもうしろ向き、日本国民の、特に北海道地域の漁民にとってはたいへん不満を感ずるし出すような交渉結果に終わつていくという実情でございしますけれども、この辺の、今後のやはり日本国民の利益というものの結びつを十分にはやはり日本としても踏まえた上で交渉に臨んでいくはずでございします。これが残念ながらいつも煮え湯を飲まされるような交渉結果に終わるというところは、非常に残念でならないわけでございますけれども、今後の日ソ漁業交渉というものは、日本国民の利益と申しますか、漁民の利益と申しますか、それを十分に守つていくだけのそういう成果を期待できるものかどうか、この点いかがでございしようか。

第二十二部 沖縄及び北方問題に関する特別委員会

昭和四十五年四月二十七日

【参議院】

一七

員会というものがございまして、その委員会の場における科学的な資源調査の結果、討議を通じて、その上に立つて、いかなる規制措置をとり、また総漁獲量をどうするかという問題がきめられております過程でございます。しかし、残念ながら毎年毎年繰り返しております科学的根拠に基づいた資源評価というものが、日ソ科学者の間に必ずしも一致しないという点に問題がございまして、いろいろのむづかしい問題が起きております。また、傾向的に見て、日本側の総漁獲量なりいろいろなものがだんだん減ってきておる、あるいは規制措置が強化されておるというような現実には終わっております。しかし、同時に、全体のサケ・マス資源というものがどういふ傾向にあるかということがまた一つここに問題がございまして、ただ、私、先生がおっしゃられましたように、非常に長い時間をかけて必ずしも満足いく結果に終わっていないことは認識しております。で、今後これらの交渉に際しては、できるだけ私どもとしては努力いたしまして、関係者の皆さま方に幾ぶんでも御満足いただけるような交渉結果を勝ち取るように引き続き努力したい、かように考えております。

○渋谷邦彦君 では、だいぶ時間も経過してあとわずかでございます。最後に、中身について若干お尋ねをいたします。これをずっと拝見してまいりますと、「本土と沖縄又は北方地域との間において解決を要する事項について、調査し、連絡し、あつせんし、及び処理すること」、こうあるわけですが、念のためここで確認をしておきたい意味から、特達局長に、どういふ具体的なことをおやりになるのか、それをお願いしたい。

○政府委員(山野幸吉君) まあ、この北方地域との間において解決を要する事項でございますが、これは現在総理府に北方領土問題の各省の連絡会議を設けてまして、ここを通じてこれらの問題について関係省庁の意見をまとめて逐次解決しておるわけでございます。この問題の一つとしまして

ては、過去五回実施してまいりました北方参問題等が最もはつきりした問題でございます。それから、北方地域への引き揚げ島民の方々の戸籍の移転とか、あるいは遺産相続、遺産の不動産の相続登記の問題等がございまして、それからまた、これは解決を見ましたけれども、北方四島に対する普通交付税で北方四島を北海道の面積の中へ算入しまして特別な財政措置をとる問題とか、あるいは北方領土の地図の取り扱ひの問題とか、教科書に対するこの北方問題に対する指導の問題とかその他、まあそういったような問題がこの北方地域の間において解決を要する問題でございます。沖縄との関係につきましては、従来沖縄事務所がこの事務を取り扱ってまいりましたが、いろいろ沖縄から本土へ来られた方々の戸籍の取り扱ひの問題、公の身分証明の問題、それから本土から沖縄へ行かれた方たちのいろいろな琉球政府との関係のあつせん問題等でございます。

○渋谷邦彦君 それと同時に、これはちょっと前後いたしましたけれども、関係資料の収集及び国民世論の啓発をはかる、こううたわれておりますが、中身はたいへんもう理想的なんです、それを拝見いたしました。ただ、往々にして「国民世論の啓発」なんというこになりますと、具体的にどうやるのか。お役所の宣伝啓蒙というの一番へ、ただという定評があるわけですが、これなんかは、具体的にどうされて、さあ沖縄の次は北方問題だという国民的の関心呼び起こすためにはどういふ具体的な対策をお考えになつていらっしゃるのか、それを聞いておきたいにします。

○政府委員(山野幸吉君) これは大体北方領土問題対策協会を中心にしてやっていたことに予定しておりますが、北方領土問題に関する学識経験者を集めて研究をつくつて、そこでいろいろ北方領土の過去の経緯あるいは国際法上の考を方、そういうようなものを研究いたしました。り、あるいはまた、従来からやつておりますように、北方領土返還の国民大会を開きましたり、あるいは北方領土の資料展を開催いたしましたり、

あるいはパンフレット、リーフレットあるいは機関紙(誌)等の発行等を通じて、北方領土問題に対する国民世論の喚起をはかるということでございます。

○渋谷邦彦君 その点については、どうか、いま私が申し上げましたように、並べたようなぐあいになっていないんです、はつきり申し上げまして、どうかその成果が十二分に発揮できるように期待して、これから注目してまいりたいと思っております。

○川村清一君 最後の質問で、お尋ねしたいことをたくさん用意してまいったわけですが、きょうできなかったことはこの次の委員会ではいろいろお尋ねをすることにしたしまして、約束した時間内ではほんとうに大事なことだけ二、三お尋ねします。沖縄問題では、これは総合的な問題になります。が、山中長官にお尋ねするわけでございまして、この沖縄問題につきましては非常な情熱を持って鋭意当たられておられることは評価し、その点に關しましては私は敬意を表するものであります。しかし、新聞報道等を見ますと、あまりに積極的であるのか、長官の性格によるのか知りませんが、一面とつてと思われるような構想をばんばん打ち上げられておられるのであります。その内容は具体的にどういふことかわかりませんが、新聞等に発表されたものを見ますと、一、二あげますと、沖縄に特別会計制度をつくりたい、こういふような構想を発表されてみたり、あるいはフリーゾーン、すなわち自由貿易地域を設定したらどうかといったような構想も発表されておられる。これらがいい悪いとかというのを私は申し上げておられるのではないのであります。もちろん内容まではわからなからいのであります。しかし、非常に意欲的である、積極的である、これは評価しておるわけです。ところがまた、新聞の記事等を見ますと、山中長官があまり張り切るものですから、ほかの省庁のほうでは、それなら総理府にまかしておけとか、

そんなこと言つたつてできるものかといったように、いささか冷淡な態度を示しておる。陰でいろいろ批判しておる。大蔵省ではこう言つておるとか、通産省のほうではこういふことを言つておるとか、自治省ではこういふことを言つておるといったような記事等も出ておるわけでございます。で、こういふようなことを総合してみますと、いふと、張り切つた長官がどんどん先に走つていった、そしてちよつと振り返つて見たら、走つていけるのは長官だけで、あとだれもついてこなかった、こういふようなことになりまして、せっかくの長官の意欲というものが現実の姿としては何も実現されない。そのために迷惑を受けるのは沖縄の県民であるということになるのであります。そしてまた、対策庁の法案を検討してみますと、いふと、いままであつた特達局に毛がはえた程度のものでありまして、目新しいものとはすれば、調整部というものができます。この調整部が各省庁間の意見を調整していく重大な任務を持つておられるのだと思つておられますが、調整部の部長に当たる人の任務はきわめて重大だと思つて、また、ほとんどの各省庁の協力を得なければならぬ問題、これを調整していく場合に、この対策庁の主管であるところの長官、この長官は次官クラスの方であるところのこと、どなたがなるかわかりませんが、その個人を私、決してどうかこうとか言うのではなくして、次官クラスの長官がこのように各省庁にまたがる問題、しかも各省庁はそれぞれ役所のセクションナリズムを持つておる、こういふような役所の意見を調整して、そして一つ一つのきちつとした線をきめて進めていくといったようなことがはたして可能なのかどうかという一まつ不安を持つておるわけでございますが、この辺について長官の御見解を最後にひとつお示しいただきたいと思つておる。

○國務大臣(山中貞則君) 私は就任いたしましたときに総理に、沖縄問題については自分が全責任をとらしていただく、どうも全部私がかぶりますと

いうことを申し上げました。総理も、全責任をまかせるといふ話でございましたが、なるほど、はた目には私一人が走っておるように見えるようなことも幾つかございましたし、かといつて、まさかと思つてたことが実現したことも一つ二つございまして、私は先頭に立って走つて、その途中で一つ二つ行き過ぎやあるいは勇み足があつてもかまわないと思つております。私が一人走つてゐるのではなく、そこには沖縄県民百万の願望という目に見えないものが私を走らしているのだと考へておる次第でございまして。たとえば、例をあげられましてフリーゾーンの問題でございまして、これは現在も二十五年度の施政権の中で存在してゐるわけでございますから、それをやらないとするならば、フリーゾーン地帯は廃止するということを言わなければならぬはずでございます。これは廃止する意向はない。さらにそれを有効に活用し広げて、新しい形態もそこに展望をして初めて沖縄のあすを読み込むことが可能であるという信念を持っております。これは私がこれから打開していく政治的な問題でございまして。

さらに、特別会計の問題は、総理大臣から任命をされた十分後の記者会見の席において申し上げたことでありまして、決してそれは倉皇の間に、あわただしい間に、私が総理府の役人から何かメモをもらつてそんなことを言つたのではないことは御想像はつくと思いますが、私、長年奄美大島が復帰いたすまで、その復帰運動の先頭に立ち、そして復帰いたしましたときも、その直後にとき安藤国務大臣、自治省担当の大臣と一緒にいきましてその喜びをながめ、次に沖縄であるという決意を昭和二十八年にかたく心の中に秘めたものでございまして。それから陰に陽に沖縄の人々の問題について全面的な協力をやつてまいりました。沖縄の人たちの壊滅的な打撃の上に思ひをはせな

業としてキビととも立っていきつておることに、祖国から切り離した沖縄の未来の芽をつんで、しまつたやうなことをしてはいけないということ、やつと各大臣が翻意してくれまして、パインの自由化というものが取り消された事実もございまして、それのことでも過去の問題として御披露いたしましたけれども、しかし、今日までやつてまいりましたその結果、私の頭には、沖縄が日本に返ることがきまつたら、あるいは沖縄が日本に返つたらどうあるべきである、どうすべきであるかが絶えず頭の中にあつたわけでございます。ですから、たまたま沖縄担当をおまへやれと言われたとき、直ちに特別会計構想というものが私の頭の中で特別に作業をする必要もなく、まずそのくらいはやらなければならぬ、明らかにしておかなければならぬことであるということがことばとなつて出たわけでございます。当然特別会計は設置するべきものと私はかたく信じております。そのことは実現は可能であると考えております。

○川村清一君 北方領土の問題につきましまして、こまかく質問を申し上げる用意をしてきたわけでございますが、いかんせん、時間がございせんので、これはこの次に譲らせていただきますが、せつかく外務省の欧亜局長あるいは水産庁長官に御出席願つておりますので、それに関した部分だけをお願いいたしますので、答弁も簡単にひとつお願いをいたしたいと思います。

ソ連に対して要求すべき北方領土の範囲でございまして、この問題につきましては、残念ながら政府当局とわれわれ社会党は見解を異にしております。それにつきましましては予算委員会あるいは本委員会において私は佐藤総理あるいは愛知外務大臣と数度におわつて議論をいたしました。意見の一致を見ないままに今日に至つておりますことは残念でございます。私どもの主張はさておいて、政府の主張されておりますその範囲に限つて私はいまお聞きするのですが、まず国後、択捉、これはサンフランシスコ条約において放棄してお

らないし、放棄した千島列島に包含されておらないといふことになりましたれば、当然国後、択捉は固有の領土であり、それは当然北海道の一部である、かような論議が成り立つわけでありまして、それで間違ひはございせんか。間違ひのないなら「ない」、あるなら「ある」でけつこうでございまして、端的に御答弁を願ひます。

○政府委員(有田圭輔君) 「固有の領土」の範囲は、歯舞、色丹、国後、択捉といふこの戦前の行政区画が、私、歯舞、色丹として北海道の一部に、国後、択捉が別途であつたかどうかつまづびらかにいたしません。いすれにせよ、その時点でどういふふうな行政区画になりますか、返還された時点においてきまる問題だと思つております。

○川村清一君 歯舞、色丹はもろろん北海道の一部でありますから私は申し上げなかつた。国後、択捉は北海道の一部であります。一部であつたか、なかつたかよく知つていらつしやらないといつたやうな、外務省の欧亜局長ともある方が、そういう答弁をされることはまことに遺憾であります。しつかりそういうことを勉強していただきたいと思ひます。

次に、これは北海道の行政区画にございまして、これはしたがつて北海道の附属島嶼であるので、礼文、奥尻、天売、焼尻、こつしや島々と同様である、こう考へて誤りはないか。

○政府委員(有田圭輔君) 同じだと思ひます。

○川村清一君 そつしや、ボツダム宣言の第八項に日本国の主権の及ぶ範囲が定められておりますが、この中に「北海道」というのがあります。この北海道という範囲の中に国後、択捉は包含されているものと解釈することが当然だと思ひますが、いかがでございせんか。

○政府委員(有田圭輔君) ボツダム宣言の附属島嶼と申します中に全部それらが列挙されております。したがひまして、その日本国の領域の範囲を決定するのは平和条約において最終的に決定される問題だと思ひます。ただ、このボツダム宣言を受諾し、その後の占領時代の経過におきまして

は、施政権の範囲でいろいろの占領命令が出ておりました。また、日本国の直接の施政権の範囲から分離された地域もございまして、したがひまして、この国後、択捉は現実にはいまソ連が占有しておりますわけでございます。また、ソ連との間においては日ソ共同宣言はできましたが、平和条約はできておりません。この平和条約ができておらない理由は、日ソの間に領土の問題、領域の範囲についての争ひがございまして。

○川村清一君 時間が三十分までなんです。あと二分しかないのです。まあ十分ぐらいいただいても十分ぐらいしかないので、長々と説明されなくてもけつこうです。私もわかつておるのです。端的に答えていただきたい。

ボツダム宣言の第八項に「カイロ宣言の条項は、履行せらるべく、又日本国の主権は、本州、北海道、九州及四国並に吾等の決定する諸小島に局限せらるべし。」こうなつておるわけなんです。そこで私は国後、択捉は北海道の一部であるということを確認いたしましたので、ボツダム宣言の第八項にあるこの「北海道」というものの中に当然国後、択捉は包含されておるものと、こう解釈をして差しつかえないかどうか。これが当然であらうとお尋ねしておるわけですから、そのとおりならそのとおりとおつしやつていただければけつこうです。

○政府委員(有田圭輔君) この「北海道」と申します場合に、実際の行政区画がどうであつたかは別といたしまして、ボツダム宣言その他に「北海道」と申します場合、北海道本島を意味したものだと思ひます。それに附属する諸島ということだと思ひます。

○川村清一君 行政区画は北海道ですよ。戦前も北海道国後、択捉は全部島に役場があるのです。

○政府委員(有田圭輔君) これは日本側の行政区画においては、北海道という地域が一定の諸島にまで及んでおつても、ボツダム宣言発出の際の、

向こう側が「北海道」と言った場合には北海道本島を主として意味したのだと思います。

○川村清一君　そこで、私は出発点にサンフランシスコ条約第二条の(ロ)項を言っておるんであって、サンフランシスコ条約第二条の(ロ)項によつて、国後、択捉を放棄しておらない、こうおっしゃる。そうして、国後、択捉は戦前においては北海道の一部をなしておつた、行政区域の中に入つておつた。したがつて、ここで言う「北海道」というものの中には当然国後、択捉は含まれるでしよう。それを否定されるならば、サンフランシスコ条約においてこの島は放棄しないという政府の議論はくずれするではありませんか。重ねて申し上げますが、その次に、一九四六年一月二十九日、連合国最高司令官覚書と言われたメモランダムが出されております。これが一番問題になるのでありますが、この覚書には、「日本の範囲に含まれる地域として」、その中に北海道というものが明記されておる。ところが、その次に、「日本の範囲から除かれる地域として」ずっと島が書かれておりますが、その中に「千島列島、齒舞群島(水島、勇留、秋勇留、志発、多摩島を含む)色丹島」となっております。そこで、ポツダム宣言第八項に書かれておる「日本国の主権は、本州、北海道、九州及四国並に吾等の決定する諸小島に局限せらるべし。」北海道には主権が及ぶ、こういうふうに書かれておつて、次に、連合国最高司令官の覚書の中において、日本の地域から除かれる地域として千島列島、齒舞群島、色丹島と、こう書いてある。そうして、この最高司令官のメモランダムというものが一九四六年一月二十九日に出たために、この国後、択捉、齒舞、色丹、この中に施政権が及ばなくなつてしまつた。行政権が及ばなくなつてしまつた。ここから問題がたぐさん出てきている。現在なお解決されない問題があるわけでありまして、そこで政府は、国後、択捉は固有の領土である、いまだかつて外人によって支配されたところではない——という

ことは、歴史的に日本国の主権がずっと及んでおつたところである、行政権がなされておつた。ところが、こういうメモランダムが出たこと、カイロ宣言、ポツダム宣言、そうしてサンフランシスコ平和条約、これらの関連はどう説明されるか。ここがきちつとならなければ、これから私がいふいろいろな問題、これが解決しない。これは昨年、北方領土問題対策協会設立の審議の際に、この問題でいふん時間をかけて議論をした。法制局とやり合つたんですけれども、どうしてもこの点でもって問題が暗礁に乗り上げて解決しないわけなんです。そこで、政府の御見解をお尋ねしておいてこれから問題を発展させていきたいと思います。

○政府委員(有田主輔君)　先生御指摘のこのメモランダムでございますが、若干の外廓地域を政治上、行政上日本から分離することに關する覚書、一九四六年一月二十九日付の指令だと了解いたしますが、この第六項には「この指令中の条項は、何れもポツダム宣言の第八項にある小島嶼の最終的決定に關する連合国側の政策を示すものと解釈してはならない。」とございまして、したがいまして、これは占領行政の便宜のために行なわれた指令でございます。この領土の最終的帰属その他は当然平和条約で決定するべき問題でございます。第一に、サンフランシスコ平和条約におきまして、この点につきましては、第二条(ロ)項におきまして、われわれは樺太、それからキューライル・アイランズを放棄するということを明言いたしました次第でございます。しかも、このキューライル・アイランズという中には、国後、択捉というものは含まれていない。それは日ソの關係におきまして、一八五五年の通好条約に、明らかに得撫島以北十八島というものをキューライル・アイランズと定義しておる。また、われわれの感情といつたしましても、この国後、択捉は一度も外国の支配下になつた、われわれが使用しております固有の領土である。したがつて、この返還を要求する、このように考えております。

○川村清一君　その辺のいきさつはわかるのであります。そこで私お伺いしたいのは、いわゆる大西洋宣言、それを受けてカイロ宣言、それを受けてポツダム宣言、それを受けて日本国の無条件降伏、そして一九五一年のサンフランシスコ平和条約、こういうふうな発展してくるわけでありまして、そして平和条約において、日本は第二条(ロ)項で千島列島を放棄した、しかし、この千島列島に国後、択捉は含まれない、これが政府見解であります。そうしますと、この一九四六年一月二十九日のメモランダムというものは、これは最高司令官の覚書、しかしながら、その上のいわゆる連合国の最高司令部が政治的に決定したこの事項に軍司令官の覚書というものは違反してある、こういうふうな考えなのですが、違反でないとするならば重大な過誤をおかしておる。もつともこの覚書には竹島も入つておる。「日本の範囲から除かれる地域」として竹島も入つておる。そうしますと、いわゆる連合国の最高司令部が決定した戦略路線というものが現地の軍司令官というものは違反——と言へば言い過ぎかもしれないが、この方針を誤つておる、こういうふうな解釈する論理というものは誤りでございませうか。

○政府委員(有田主輔君)　先ほど申し上げましたように、これは日本が降伏し、占領下におきましてどのように日本に占領行政を行なうかという便宜的な措置でございまして、これによつて何ら日本国の領域が決定されたというふうには解しておりませんし、また、そのように解すべき種類の命令ではございません。したがいまして、日本の領域はサンフランシスコ平和条約において決定され、また、対ソ關係におきましては、今後におきまして話し合ひをして決定をする、このように考えております。ですから、命令は命令として、何らそれ以前におきまして連合国側の決定に違反するものでもない、このように解釈しております。

日本国民が非常な損害を受けておる。この島民たちは何も好きこのんで北海道本島へ逃げてきたのではなくして、ソ連の強制的な命令によつて引き揚げた。そのためにすべての財産を放棄してきて、大損害を受けておる。この島民の受けた損害に対する補償なりといったようなことはだれがするの。放棄したことのない日本の主権が存在しておるこの地域に住んでおつた住民が、自分の意思に反してその地を去らせられてたぐさんの財産を残し、その財産が何ら補償されておらない。これは戦後各地から引き揚げてきた方はたくさんありますが、これとは違ひ。日本の全くの固有の領土で行政権の及んでおつたところでありまして、この行政権が、いわゆる最高司令官の覚書によつてそこから分離してしまつた。そのために受けた住民の損害は、政府は一体それを補償する責任がないのかどうか。この点——時間がありませんから、せつかく水産庁の長官にお見えになりましたが、悪いですが、この次にしてください。——それを政府見解として外務省はつきり述べてください。

○政府委員(有田主輔君)　これは、損害を補償すべきかすべきでないかというところの答えは、外務省の所管事項と離れると思ひますが、これは、先ほどの命令の違法かどうかというふうなお話につきましては、私といたしましては、これは違法ではない、その時点において占領行政上の権限において行政分離を行つたというふうな解釈しております。

○川村清一君　最後に、外務省の所管でなかつたらどこであるかということが一つ、それから、違法でないかもしれないけれども、司令官としては誤つたものである、勘違いしたものである、平たく言へば、ミスである、こういうことになりませんか。

○政府委員(有田主輔君)　これは、その当時に、われわれといたしましては、ポツダム宣言を受諾し、また最高司令官が行政命令としてそのような措置をとつたものでありまして、その点についての判断がどうか、また、日本側から見ると

うこうということを申し上げる立場にないと存じます。

また、その補償問題につきましては、外務省所管事項ではございません。これは、どちらの所管か、私、またおしかりを受けるかもしれません。か、ただいまのところ、お答えいたしかねます。

○国務大臣(山中貞則君) どうするかは別にいたしまして、北方領土関係者の資産その他の問題は私のほうの所管でございます。

○委員長(塚田十一郎君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(塚田十一郎君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べ願います。別に御意見もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(塚田十一郎君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。沖繩・北方対策庁設置法案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(塚田十一郎君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

○山本茂一郎君 私はただいま可決すべきものと決定されました沖繩・北方対策庁設置法案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党の四派の共同提案として附帯決議案を提出いたします。趣旨説明は省略させていただきます、案文を朗読いたします。

沖繩・北方対策庁設置法案

附帯決議(案)

政府は総力を挙げて沖繩復帰対策の推進に取り組む、万遺漏なきを期するとともに、とくに

左の事項について善処すべきである。

一、沖繩の経済及び社会の開発、発展を図るための基本的な施策の策定に当たっては、沖繩県民の意向が反映されるよう十全の措置を講ずること。

一、復帰実現に当たっては、沖繩県民の生活に不安や混乱が生ずることがないよう、必要な経過措置、特別措置を講ずること。

一、復帰後は豊かな沖繩県づくり推進のために、行政面、財政面において特別の措置を講ずること。

右決議する。

以上であります。何とぞ御賛成くださるようお願いいたします。

○委員長(塚田十一郎君) 山本君から提出されました附帯決議案を議題といたします。

山本君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(塚田十一郎君) 全会一致と認めます。よって、山本君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し山中総務長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

山中総務長官

○国務大臣(山中貞則君) ただいま満場一致で可決されました附帯決議の趣旨三点、いずれも同感でございますので、賛成の意を表し、さらにこの趣旨をくんで今後全力を傾けてまいりたいと思っております。

○委員長(塚田十一郎君) なお、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(塚田十一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後一時四十七分散会

昭和四十五年五月二十日印刷

昭和四十五年五月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局